

平成 2 1 年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

## はじめに

- 1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第1回目の公表であり、平成21年（裁判員制度が施行された平成21年5月21日以降、同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。
- 2 本資料は、以下の4部構成をとっている。
  - (1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。
  - (2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、10頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。）。
  - (3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表72）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、36頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。）。
  - (4) 第4の「その他」（図表73ないし図表78）では、弁護士及び通訳人、裁判員法違反の制裁に関する統計データを示した。
- 3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、各地方裁判所から報告を受けた刑事通常第一審事件票、裁判員対象事件月報（本資料では、「刑事月報」という。）及び刑事未済年表に基づくもののほか、平成21年8月20日付け刑事局第三課長事務連絡「公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件等の調査について」等に基づく報告（本資料では、「個別報告」という。）及び刑事局の集計結果によるものである。
- 4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

平成22年7月

最高裁判所事務総局

# 凡 例

## 1 特別法，政令の略称

[略称]	[法令，政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

## 2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし，図表1を除く）。）

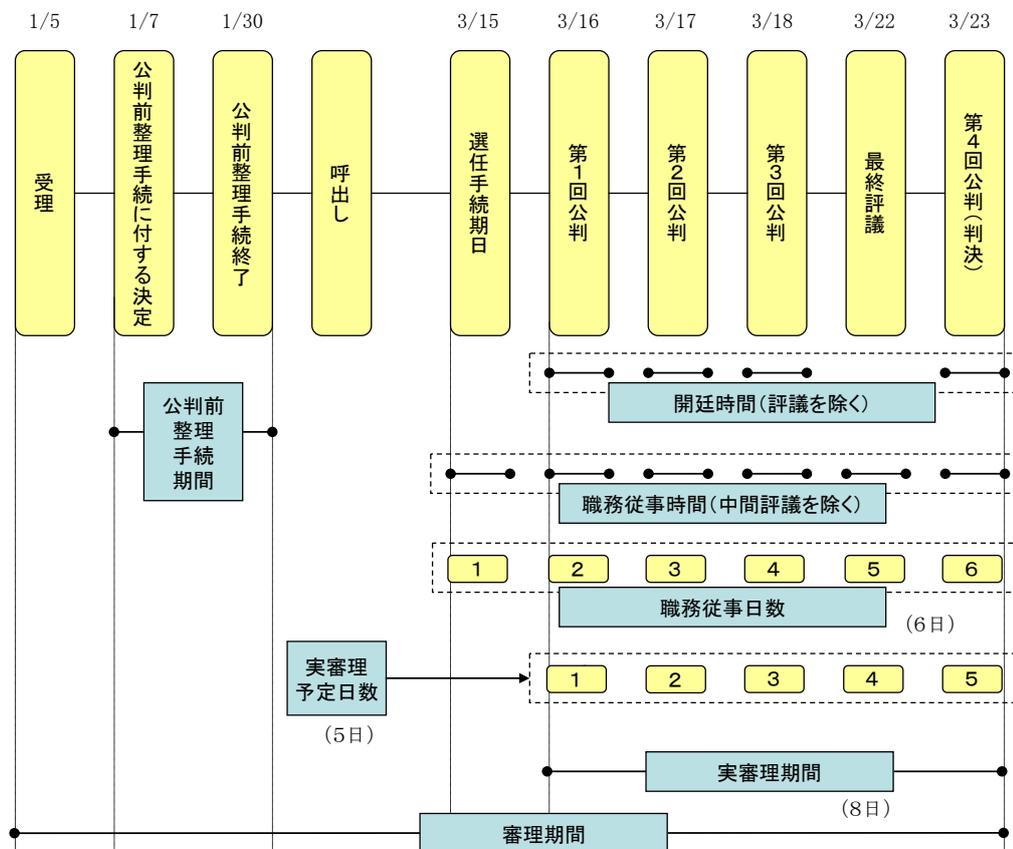
[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	2
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については，未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で，有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を，無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち，裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは，法定刑が最も重いもの）を，それぞれ計上した。 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては，裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	2
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数（延べ人員）。同一の被告人について複数の起訴等があったときは，その都度計上した。	2

[用語]	[定義・説明]	[頁]
延べ人員 (被告人の場合)	新受人員及び未済人員の計上方法。1人の被告人を重複して計上することがある場合をいう。例えば、同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には、その後、これら複数の事件を併合して審理、終局した場合であっても、事件ごとに員数を計上する場合がある。	3
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数(事件票に基づく員数)。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人、裁判員候補者名簿登録者、選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。したがって、同一の被告人について複数の起訴があり、その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し、2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは、手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
回付	本庁から支部へ、又は支部から本庁若しくは同一管内の他の支部へ事件を引き継ぐことをいう。	5
未済人員	起訴後、裁判所に事件は係属しているが、終局に至らない被告人の員数(延べ人員)。本資料においては、平成21年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう(凡例V頁のイメージ参照)。	8
職務従事時間	選任手続期日に要した時間、開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間(中間評議に要した時間を含まない。)をいう(凡例V頁のイメージ参照)。	8
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	10
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人(又は1人)の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人(又は4人)を加えた組織をいう。	10
選定された裁判員候補者の数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、くじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条の除外決定がなされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	17

[用語]	[定義・説明]	[頁]
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）に記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例 V 頁のイメージ参照）。	17
自白	終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	17
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	17
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数（実人員。裁判員制度施行前のデータを除く）。	17
延べ人員（裁判員候補者の場合）	裁判員候補者の計上方法であり、同一の裁判員候補者を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて重複して計上する場合がある。	17
選任手続期日	法 27 条 1 項で定める期日をいう。法 97 条 1 項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。	18
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)法 16 条 1 号から 7 号までの辞退事由に該当する場合、2)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、3)疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第 2 の 1 参照）。	18
辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び年間を通じて法 16 条 1 号から 7 号の辞退事由に該当する場合は含まれないことに留意を要する。）。	18
辞退が認められた裁判員候補者	1)呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	18
呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、1)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合、2)法 16 条 1 号から 7 号の辞退事由に該当する場合、3)疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第 2 の 1 参照）。	20
実審理期間	第 1 回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例 V 頁のイメージ参照）。	41

[用語]	[定義・説明]	[頁]
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例 V 頁のイメージ参照）。	44
公判前整理手続に要した期間（公判前整理手続期間）	公判前整理手続に付す旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例 V 頁のイメージ参照）。	44
取調べ証拠数	検察官若しくは弁護士（被告人を含む）が請求し又は職権で取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。	54
取調べ証人数	検察官若しくは弁護士（被告人を含む）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり、取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側、弁護士側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。	54
終局件数	個別報告により、終局した事件ごとに報告のあった件数（個別報告の件数であり、終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なることに留意する。）。原則として、被告人単位で報告されるが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人についてのみ報告される。	54
証人尋問時間、被告人質問時間	「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護士」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。	56 57
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要したすべての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例 V 頁のイメージ参照）。	58
延べ人員（被害者等の場合）	被害者等の計上方法であり、同一の被害者等を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて複数計上される場合がある。	67

## <期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。

### 3 平均値の算出方法

#### (1) 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した(ただし、図表39を除く。)。なお、( )内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内(0.5) 2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 1年以内(9)  
2年以内(18) 3年以内(30) 3年を超えるもの(60) の8区分

#### (2) 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した(ただし、図表39を除く。)。なお、( )内は階級の代表値で月数を示す。

10日以内(0.5) 20日以内(0.5) 1月以内(0.5) 1月15日以内(1.5)  
2月以内(1.5) 3月以内(2.5) 6月以内(4.5) 6月を超える(9) の8区分

#### (3) その他の平均値

上記以外の平均値(選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等)は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

# 目 次

## 第 1 実施状況の概要

1	概況	1
	図表 1 裁判員裁判対象事件の概況データ	(1)
2	新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）	2
	図表 2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員	(2)
	図表 3 庁別の新受人員	(3)
	図表 4 罪名別の新受人員	(4)
3	終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）	5
	図表 5 庁別の終局人員	(5)
	図表 6 罪名別の終局人員	(6)
4	未済人員及びその内訳（庁別）	7
	図表 7 庁別の未済人員	(7)
5	裁判員等の負担	8
	図表 8 職務従事日数別の終局件数の分布	(8)
	図表 9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）	(8)
	図表 10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）	(9)

## 第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1	手続の流れの説明及び公表の構成	10
(1)	裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	10
(2)	選任手続全般を通じた辞退申立て，許否に関する状況	13
(3)	クロス集計の視点	13

2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	14
	図表 1 1    裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由該当者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）	(15)
	図表 1 2    月別の参加困難月申出者数	(16)
3	「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階	17
(1)	裁判員候補者の選定	17
	図表 1 3    実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）	(17)
(2)	辞退許可の状況	18
	図表 1 4    選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(18)
	図表 1 5    選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別）	(19)
4	選任手続期日当日	20
(1)	出席状況	20
	図表 1 6    出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(20)
(2)	辞退申立て，許否に関する状況	21
	図表 1 7    選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数，辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）	(21)
(3)	不選任に関する状況	22
	図表 1 8    選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）	(22)
(4)	選任の状況	23
	図表 1 9    選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）	(24)
	図表 2 0    選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び補充裁判員の属性	(26)
	図表 2 1 - 1    選任された補充裁判員数別の判決人員の分布（実審理予定日数別）	(28)
	図表 2 1 - 2    選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(28)
(5)	解任の状況	29
	図表 2 2 - 1    解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）	(29)

図表 2 2 - 2	判決人員 1 人当たりの裁判員及び補充裁判員の解任数 (開廷回数別)	(29)
(6)	その他	30
図表 2 3 - 1	出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布 (選任手続 期日に要した時間別)	(30)
図表 2 3 - 2	出席した裁判員候補者総数 (選任手続期日に要した時間 別)	(30)
5	辞退申立て, 許否に関する状況 (選任手続全般を通じて)	31
図表 2 4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(31)
図表 2 5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の 内訳 (選任手続期日の前と当日別)	(32)
図表 2 6	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の 割合 (庁別)	(34)
図表 2 7	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の 割合 (辞退事由別)	(35)
図表 2 8	終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(35)

### 第 3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1	手続の流れ等の説明及び公表の構成	36
(1)	対象事件・合議体の構成	36
(2)	裁判員裁判における訴訟手続の流れ	36
(3)	クロス集計の視点	40
2	審理	41
(1)	合議体の構成・除外決定	41
図表 2 9	合議体の構成別の判決人員 (罪名別)	(41)
図表 3 0	合議体の構成別の判決人員 (実審理期間別)	(41)
図表 3 1	罪名別の除外決定がされた判決人員	(41)
(2)	公判前整理手続	42
図表 3 2	公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公 判前整理手続期日回数 (自白否認別)	(42)
(参考)	裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判 前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判 前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前 整理手続期日回数 (自白否認別) (平成 1 8 年～ 2 0 年累計)	(43)

図表 3 3	罪名別の第 1 回公判期日前の鑑定を行った判決人員	(43)
図表 3 4	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(44)
(参考)	地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間(平成 1 8 年～2 0 年累計)	(45)
(参考)	地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移	(45)
図表 3 5	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(46)
図表 3 6	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間	(47)
図表 3 7	第 1 回公判期日前の鑑定の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
図表 3 8	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
図表 3 9	審理段階別の平均日数(自白否認別)	(49)
(3)	審理期間・開廷回数・実審理期間	50
図表 4 0	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(50)
図表 4 1	実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布並びに平均実審理期間及び平均開廷回数	(51)
図表 4 2	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(罪名別)	(52)
図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(自白否認別)	(53)
図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(第 1 回公判期日前の鑑定の有無別)	(53)
(4)	公判審理(証拠調べ)	54
図表 4 5	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数(自白否認別)	(54)
図表 4 6 - 1	取調べ証人数別の終局件数の分布(自白否認別)	(55)
図表 4 6 - 2	平均取調べ証人数(自白否認別)	(55)
図表 4 7 - 1	取調べ証人数別の終局件数の分布(罪名別)	(56)
図表 4 7 - 2	平均取調べ証人数(罪名別)	(56)
図表 4 8	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間(自白否認別)	(56)
図表 4 9	証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人 1 人当たりの平均証人尋問時間(自白否認別)	(57)
図表 5 0	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間(自白否認別)	(57)
図表 5 1	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(58)
図表 5 2	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(58)

	図表 5 3	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(59)
	図表 5 4	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）	(60)
	図表 5 5	取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）	(61)
	図表 5 6	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(61)
(5)	客観的併合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	図表 5 7 - 1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）	(62)
	図表 5 7 - 2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）	(62)
	図表 5 8 - 1	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）	(63)
	図表 5 8 - 2	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）	(63)
	図表 5 9 - 1	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（自白事件）	(64)
	図表 5 9 - 2	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（否認事件）	(64)
	図表 6 0 - 1	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（自白事件）	(65)
	図表 6 0 - 2	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（否認事件）	(65)
(6)	区分審理	・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	図表 6 1	区分審理決定のあった判決人員並びに審理及び裁判の数ごとの内訳	(66)
	図表 6 2	開廷回数別の判決人員の分布、平均開廷回数及び平均実審理期間（区分審理決定の有無別）	(66)
	図表 6 3	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）	(66)
(7)	被害者参加・刑事損害賠償命令	・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	図表 6 4	裁判員裁判における被害者参加の状況	(67)
3	評議	・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	図表 6 5	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(68)
	図表 6 6	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(68)
	図表 6 7	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(69)

4	裁判の結果	70
	図表 6 8	罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員 (70)
	図表 6 9	罪名別・終局区分別の終局人員 (71)
	図表 7 0	罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員 (72)
5	控訴	73
	図表 7 1	第一審結果別の控訴理由の分布 (控訴審終局分) (73)
	図表 7 2	第一審結果別の控訴審結果の分布 (74)

#### 第4 その他

	図表 7 3	弁護人の私選国選別の判決人員(罪名別)	(75)
	図表 7 4	罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(76)
	図表 7 5	言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(77)
	図表 7 6	手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(78)
	図表 7 7	手話通訳・点字翻訳を要した裁判員候補者, 裁判員等の 員数	(78)
	図表 7 8	裁判員法違反事件の処理状況	(78)

## 第1 実施状況の概要

## 1 概況

平成21年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

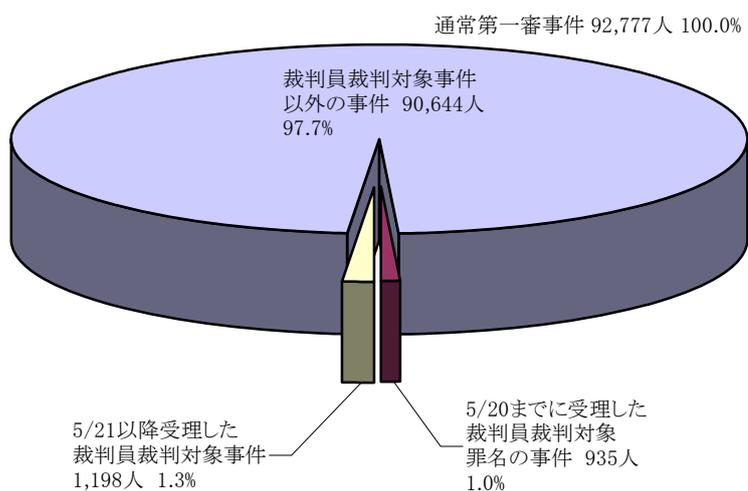
第1 実施状況 の概要	新受人員(延べ人員)	1,198(人)	(注) 図表3, 4参照
	終局人員(実人員)	149(人)	(注) 図表5, 6参照
第2 裁判員等 の選任に 関する実 施状況に ついて	裁判員候補者名簿登録人数	295,036(人)	(注) 図表11参照
	選定された裁判員候補者の数	13,423(人)	(注) 図表14~16参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	5,415(人)	(注) 図表16参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	83.9(%)	〃
	辞退が認められた裁判員候補者の数	7,134(人)	(注) 図表25, 28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	53.1(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	838(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	346(人)	(注) 図表19参照
第3 裁判員の 参加する 公判手続 の実施状 況につい て	平均審理期間	5.0(月)	(注) 図表34, 35参照
	平均開廷回数	3.3(回)	(注) 図表41~43参照
	平均取調べ証拠数	23.8(個)	(注) 図表45参照
	平均取調べ証人数	1.6(人)	(注) 図表46, 47参照
	平均証人尋問時間	92.1(分)	(注) 図表48参照
	平均被告人質問時間	114.5(分)	(注) 図表50参照
	被害者参加の申出があった判決人員	19(人)	(注) 図表64参照
	平均評議時間	397.0(分)	(注) 図表65~67参照
第4 その他	通訳翻訳人を付した外国人の判決人員	21(人)	(注) 図表74, 75参照

2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成21年1月1日から5月20日までの制度施行前の裁判員裁判対象罪名の事件の新受人員（「延べ人員」である。）は935人、同年5月21日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員は1,198人であり、その合計2,133人は、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の受人員（9万2777人）の2.3%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



図表3 庁別の新受人員

総数	1,198		
東京地裁本庁	104	広島地裁本庁	21
東京地裁立川支部	52	山口地裁本庁	6
横浜地裁本庁	42	岡山地裁本庁	15
横浜地裁小田原支部	8	鳥取地裁本庁	5
さいたま地裁本庁	61	松江地裁本庁	3
千葉地裁本庁	116	福岡地裁本庁	46
水戸地裁本庁	24	福岡地裁小倉支部	12
宇都宮地裁本庁	19	佐賀地裁本庁	7
前橋地裁本庁	21	長崎地裁本庁	12
静岡地裁本庁	4	大分地裁本庁	6
静岡地裁沼津支部	11	熊本地裁本庁	14
静岡地裁浜松支部	5	鹿児島地裁本庁	16
甲府地裁本庁	8	宮崎地裁本庁	6
長野地裁本庁	15	那覇地裁本庁	15
長野地裁松本支部	7	仙台地裁本庁	18
新潟地裁本庁	7	福島地裁本庁	2
大阪地裁本庁	120	福島地裁郡山支部	14
大阪地裁堺支部	34	山形地裁本庁	7
京都地裁本庁	17	盛岡地裁本庁	2
神戸地裁本庁	32	秋田地裁本庁	3
神戸地裁姫路支部	20	青森地裁本庁	7
奈良地裁本庁	9	札幌地裁本庁	30
大津地裁本庁	20	函館地裁本庁	4
和歌山地裁本庁	9	旭川地裁本庁	5
名古屋地裁本庁	61	釧路地裁本庁	2
名古屋地裁岡崎支部	14	高松地裁本庁	7
津地裁本庁	7	徳島地裁本庁	7
岐阜地裁本庁	20	高知地裁本庁	16
福井地裁本庁	2	松山地裁本庁	8
金沢地裁本庁	11	その他	1
富山地裁本庁	1		

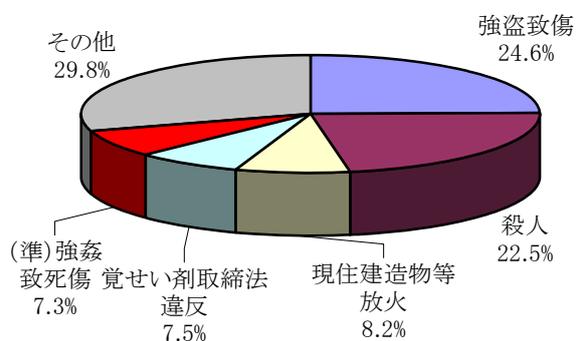
(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。

図表4 罪名別の新受人員

総数	1,198
強盗致傷	295
殺人	270
現住建造物等放火	98
覚せい剤取締法違反	90
(準)強姦致死傷	88
傷害致死	72
強盗強姦	61
(準)強制わいせつ致死傷	58
強盗致死(強盗殺人)	51
偽造通貨行使	35
通貨偽造	13
集団(準)強姦致死傷	13
危険運転致死	13
銃砲刀剣類所持等取締法違反	13
保護責任者遺棄致死	7
爆発物取締罰則違反	6
組織的犯罪処罰法違反	6
逮捕監禁致死	4
麻薬及び向精神薬取締法違反	1
麻薬特例法違反	1
その他	3

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。  
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。



## 3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成21年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、149人であり、庁別にみると、図表5のとおりである（うち、有罪人員は142人であり、判決人員に対する有罪率は100%である。）。

なお、平成21年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、6万5875人であり、同年中に終局した制度施行前の裁判員裁判対象罪名の事件の終局人員は、1,773人である。

図表5 庁別の終局人員

総数	149		
東京地裁本庁	9	広島地裁本庁	4
東京地裁立川支部	4	山口地裁本庁	2
横浜地裁本庁	3	岡山地裁本庁	3
横浜地裁小田原支部	2	鳥取地裁本庁	2
さいたま地裁本庁	7	松江地裁本庁	1
千葉地裁本庁	14	福岡地裁本庁	5
水戸地裁本庁	1	福岡地裁小倉支部	-
宇都宮地裁本庁	1	佐賀地裁本庁	1
前橋地裁本庁	1	長崎地裁本庁	2
静岡地裁本庁	-	大分地裁本庁	1
静岡地裁沼津支部	2	熊本地裁本庁	4
静岡地裁浜松支部	1	鹿児島地裁本庁	3
甲府地裁本庁	2	宮崎地裁本庁	2
長野地裁本庁	1	那覇地裁本庁	1
長野地裁松本支部	1	仙台地裁本庁	6
新潟地裁本庁	-	福島地裁本庁	1
大阪地裁本庁	12	福島地裁郡山支部	2
大阪地裁堺支部	1	山形地裁本庁	1
京都地裁本庁	3	盛岡地裁本庁	-
神戸地裁本庁	4	秋田地裁本庁	1
神戸地裁姫路支部	1	青森地裁本庁	2
奈良地裁本庁	4	札幌地裁本庁	4
大津地裁本庁	6	函館地裁本庁	-
和歌山地裁本庁	2	旭川地裁本庁	-
名古屋地裁本庁	4	釧路地裁本庁	-
名古屋地裁岡崎支部	1	高松地裁本庁	1
津地裁本庁	1	徳島地裁本庁	2
岐阜地裁本庁	4	高知地裁本庁	1
福井地裁本庁	1	松山地裁本庁	2
金沢地裁本庁	-	その他	1
富山地裁本庁	1		

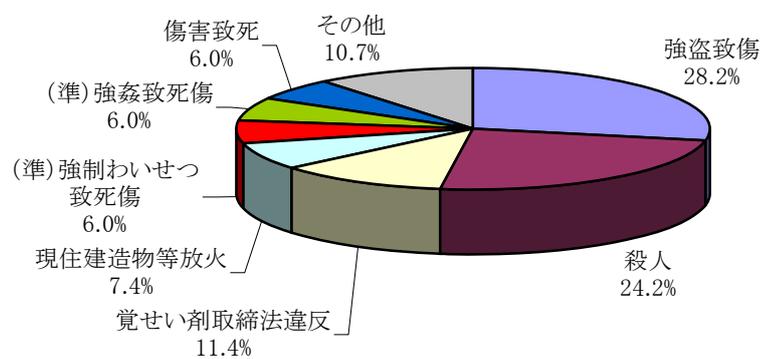
（注）1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。

図表6 罪名別の終局人員

罪名	総数
総数	149
強盗致傷	42
殺人	36
覚せい剤取締法違反	17
現住建造物等放火	11
(準)強制わいせつ致死傷	9
(準)強姦致死傷	9
傷害致死	9
集団(準)強姦致死傷	5
偽造通貨行使	4
強盗致死(強盗殺人)	3
建造物等以外放火	1
通貨偽造	1
逮捕監禁致死	1
強盗強姦	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。



## 4 未済人員及びその内訳（庁別）

平成21年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を庁別にみると、図表7のとおりである\*1。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万4828人である。

図表7 庁別の未済人員

総数	1,171		
東京地裁本庁	112	広島地裁本庁	17
東京地裁立川支部	48	山口地裁本庁	5
横浜地裁本庁	62	岡山地裁本庁	18
横浜地裁小田原支部	7	鳥取地裁本庁	4
さいたま地裁本庁	79	松江地裁本庁	2
千葉地裁本庁	108	福岡地裁本庁	41
水戸地裁本庁	19	福岡地裁小倉支部	14
宇都宮地裁本庁	18	佐賀地裁本庁	6
前橋地裁本庁	29	長崎地裁本庁	16
静岡地裁本庁	4	大分地裁本庁	5
静岡地裁沼津支部	14	熊本地裁本庁	9
静岡地裁浜松支部	4	鹿児島地裁本庁	23
甲府地裁本庁	6	宮崎地裁本庁	4
長野地裁本庁	14	那覇地裁本庁	14
長野地裁松本支部	7	仙台地裁本庁	12
新潟地裁本庁	7	福島地裁本庁	1
大阪地裁本庁	108	福島地裁郡山支部	12
大阪地裁堺支部	33	山形地裁本庁	6
京都地裁本庁	14	盛岡地裁本庁	2
神戸地裁本庁	35	秋田地裁本庁	2
神戸地裁姫路支部	22	青森地裁本庁	4
奈良地裁本庁	5	札幌地裁本庁	25
大津地裁本庁	12	函館地裁本庁	4
和歌山地裁本庁	10	旭川地裁本庁	6
名古屋地裁本庁	57	釧路地裁本庁	2
名古屋地裁岡崎支部	13	高松地裁本庁	9
津地裁本庁	6	徳島地裁本庁	5
岐阜地裁本庁	16	高知地裁本庁	16
福井地裁本庁	1	松山地裁本庁	6
金沢地裁本庁	11		
富山地裁本庁	-		

（注）1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と非対象事件が併合審理されている場合は、併合されている非対象事件を含む。

\*1 新受・未済の各人員は「延べ人員」、終局人員は「実人員」である。

## 5 裁判員等の負担

裁判員等が、公判や評議等のために実際に裁判所に足を運んだ日数の分布をみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布

	判決 件数	職 務 従 事 日 数					平均職務 従事日数 (日)
		2日	3日	4日	5日	6日以上	
総数	(100.0) 138	(5.1) 7	(51.4) 71	(37.7) 52	(4.3) 6	(1.4) 2	3.5

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 ( ) は総数に対する割合 (%) である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	142	15	32	36	33	11	15	17.8
自白	114	15	27	31	29	5	7	16.8
否認	28	-	5	5	4	6	8	21.8

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	142	15	32	36	33	11	15	17.8
強盗致傷	42	6	9	10	11	4	2	17.2
殺人	33	3	7	8	9	3	3	17.8
覚せい剤取締法違反	16	1	2	7	2	2	2	18.5
現住建造物等放火	11	1	3	4	1	-	2	17.2
(準)強制わいせつ致死傷	9	1	3	2	1	1	1	16.8
(準)強姦致死傷	8	1	3	2	2	-	-	15.3
傷害致死	8	-	3	1	3	1	-	16.8
集団(準)強姦致死傷	5	-	1	-	-	-	4	31.3
偽造通貨行使	4	2	-	-	2	-	-	14.5
強盗致死(強盗殺人)	3	-	1	2	-	-	-	15.7
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	-	1	24.7
逮捕監禁致死	1	-	-	-	1	-	-	20.9
強盗強姦	1	-	-	-	1	-	-	20.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

### 1 手続の流れの説明及び公表の構成

#### (1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

##### ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋ころ、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月ころにその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（**名簿記載通知**）が送付される。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望<sup>\*2</sup>の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（**参加困難月**<sup>\*3</sup>）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（**就職禁止事由**<sup>\*4</sup>）などを尋ねる（規15条）。

平成20年に作成された裁判員候補者名簿（平成21年用）の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

##### イ 「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（**選定**）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（**呼び出さない措置**）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（**選任手続期日**）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事**

---

\*2 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（**定型的辞退事由**）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

\*3 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護等、育児である（法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

\*4 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

由<sup>\*5</sup>、就職禁止事由等)の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有無及びその事情などを尋ねる(法30条)。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し(呼出取消し)、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する(法27条5項・6項)<sup>\*6</sup>。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、呼出状の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

#### ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由<sup>\*7</sup>や辞退申立ての有無について質問する(法34条1項)。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し(理由を付した不選任)、さらに検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で(理由を示さない不選任<sup>\*8</sup>)、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員<sup>\*9</sup>及び事件ごとに決められた数の補充裁判員(上限6人)が選任される(法34条4項・7項、36条、37条)。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

---

\*5 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる(法14条)。

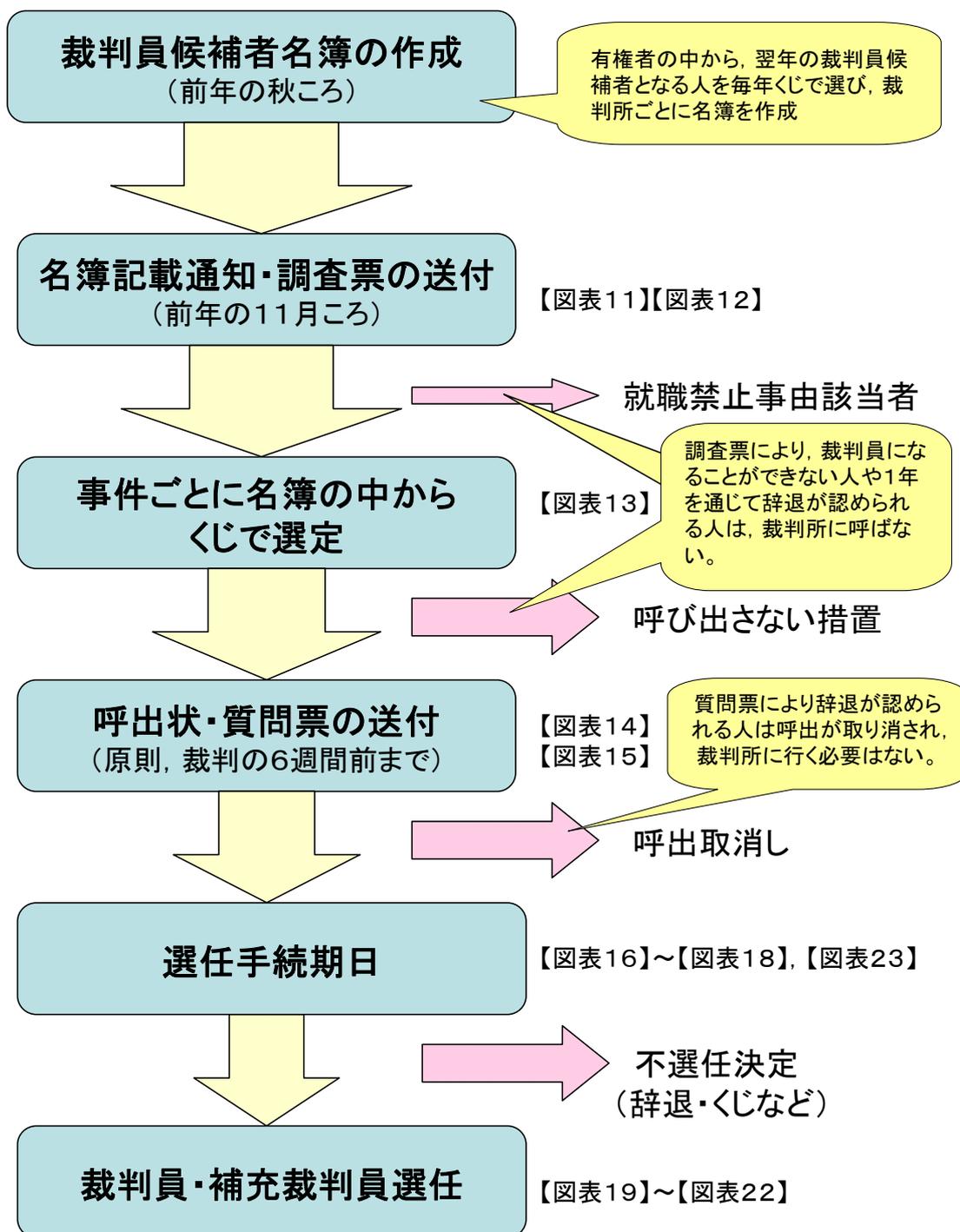
\*6 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある(分離発送方式)。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置(呼び出さない措置)をとることになる。

\*7 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由(被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条)についても確認する。

\*8 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人(補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人)を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする(法36条)。

\*9 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる(法2条3項)。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要が高くなるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成21年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計29万5036人（有権者全体の約0.28%であり、有権者約352人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、12万4911人であり<sup>\*10</sup>、このうち調査票で就職禁止事由に該当し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申し出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,408人である。

---

\*10 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由該当者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

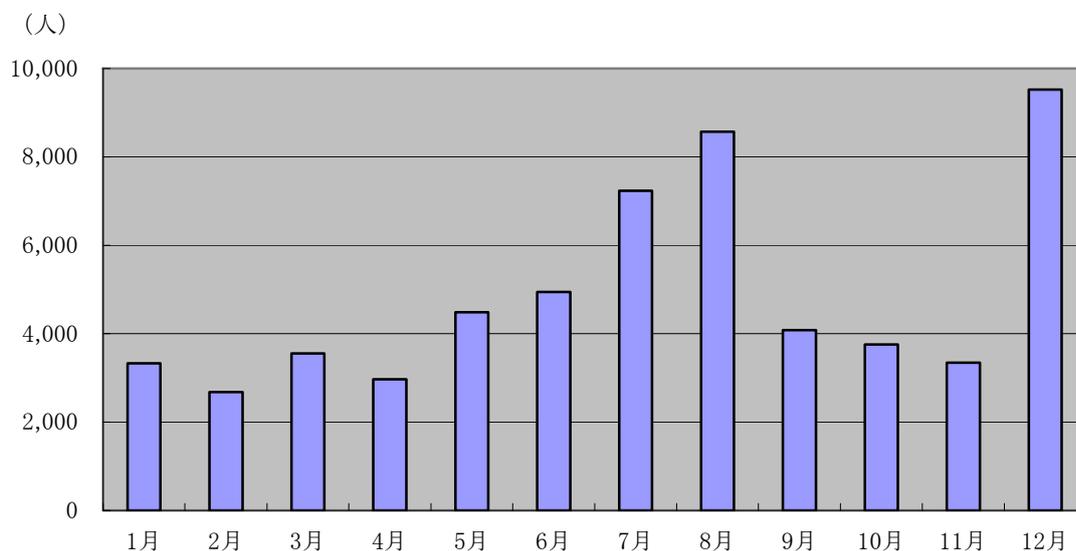
庁名	裁判員候補者名簿登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	295,036	124,911	1,488	70,251	広島地裁本庁	5,100	2,207	22	1,356
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合(%)	100.0	42.3	0.5	23.8	山口地裁本庁	2,400	1,113	21	685
東京地裁本庁	28,000	11,011	159	5,823	岡山地裁本庁	3,440	1,509	7	948
東京地裁立川支部	5,800	2,275	35	1,178	鳥取地裁本庁	1,040	455	7	256
横浜地裁本庁	16,000	6,360	77	3,326	松江地裁本庁	1,200	577	5	377
横浜地裁小田原支部	2,176	860	7	506	福岡地裁本庁	11,200	4,612	70	2,575
さいたま地裁本庁	16,560	6,611	86	3,349	福岡地裁小倉支部	3,500	1,498	17	978
千葉地裁本庁	22,560	8,960	101	4,710	佐賀地裁本庁	1,200	575	13	345
水戸地裁本庁	7,600	3,134	28	1,757	長崎地裁本庁	2,000	898	15	556
宇都宮地裁本庁	5,440	2,250	24	1,222	大分地裁本庁	2,400	1,070	14	670
前橋地裁本庁	6,000	2,638	22	1,501	熊本地裁本庁	3,040	1,390	16	917
静岡地裁本庁	1,680	763	8	477	鹿児島地裁本庁	2,300	1,060	14	659
静岡地裁沼津支部	3,280	1,478	17	851	宮崎地裁本庁	2,700	1,227	19	764
静岡地裁浜松支部	1,760	799	16	441	那覇地裁本庁	2,000	676	14	343
甲府地裁本庁	2,300	1,051	6	635	仙台地裁本庁	4,160	1,803	24	992
長野地裁本庁	1,800	861	7	519	福島地裁本庁	1,150	513	6	333
長野地裁松本支部	1,800	890	2	542	福島地裁郡山支部	2,350	1,058	8	624
新潟地裁本庁	3,000	1,406	12	884	山形地裁本庁	2,160	1,001	10	636
大阪地裁本庁	24,100	10,027	93	5,467	盛岡地裁本庁	1,800	810	14	494
大阪地裁堺支部	4,800	2,023	26	1,069	秋田地裁本庁	1,200	589	7	395
京都地裁本庁	5,200	2,303	33	1,306	青森地裁本庁	1,800	776	21	459
神戸地裁本庁	9,000	3,869	50	2,043	札幌地裁本庁	6,100	2,649	54	1,473
神戸地裁姫路支部	3,500	1,545	16	915	函館地裁本庁	1,500	696	0	422
奈良地裁本庁	2,700	1,236	10	688	旭川地裁本庁	1,500	718	19	429
大津地裁本庁	3,600	1,571	17	851	釧路地裁本庁	1,200	583	10	319
和歌山地裁本庁	2,400	1,137	1	707	高松地裁本庁	2,880	1,371	16	813
名古屋地裁本庁	16,000	6,585	76	3,538	徳島地裁本庁	1,840	803	8	524
名古屋地裁岡崎支部	5,600	2,272	15	1,255	高知地裁本庁	2,160	1,007	10	651
津地裁本庁	6,000	2,747	27	1,638	松山地裁本庁	2,800	1,266	15	752
岐阜地裁本庁	3,400	1,532	16	929					
福井地裁本庁	960	445	8	288					
金沢地裁本庁	1,700	754	8	451					
富山地裁本庁	2,200	1,008	9	640					

(注) 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(42.3)	(19.8)	(1.1)	(0.9)	(1.2)	(1.0)	(1.5)	(1.7)
295,036	124,911	58,477	3,330	2,683	3,557	2,970	4,489	4,945
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(2.5)	(2.9)	(1.4)	(1.3)	(1.1)	(3.2)
			7,230	8,568	4,083	3,755	3,343	9,524

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。  
 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。  
 3 ( )は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。



3 「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

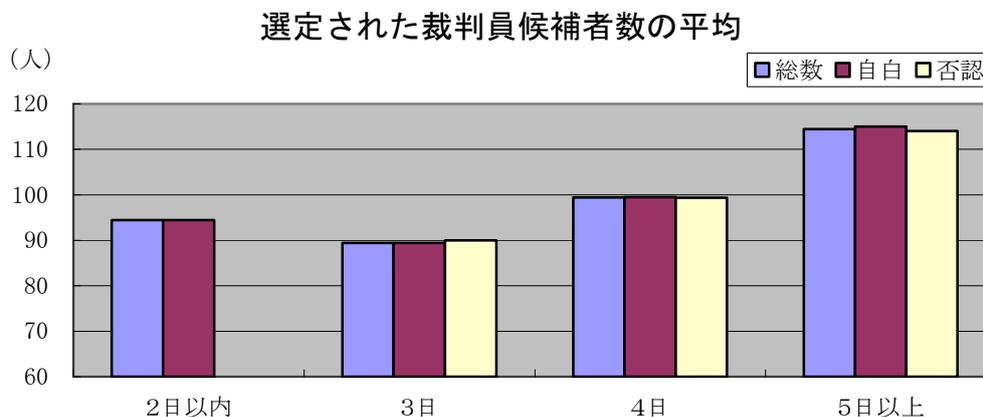
各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、1万3423人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	142	[94.5] 13,423	[94.4] 850	[89.5] 7,068	[99.4] 4,475	[114.4] 1,030
自白	114	[93.4] 10,643	[94.4] 850	[89.4] 6,348	[99.5] 2,985	[115.0] 460
否認	28	[99.3] 2,780	-	[90.0] 720	[99.3] 1,490	[114.0] 570

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 [ ]は選定された裁判員候補者数の平均である。  
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、  

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた  
裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		選定された裁判員候補者数 (1)	呼び出さない措置がされた 裁判員候補者数 (2)	呼出状を送付した裁判員候補者数 (1)  (2)	辞退がされたよつて呼出取消された 裁判員候補者数 (3)	選任手続期日前に辞退者が 認められた 裁判員候補者数 (4)
総数		13,423	(28.2) 3,785	(71.8) 9,638	(20.6) 2,767	(48.8) 6,552
実審理予定日数	2日以内	850	(28.7) 244	(71.3) 606	(19.5) 166	(48.2) 410
	3日	7,068	(27.6) 1,948	(72.4) 5,120	(20.2) 1,431	(47.8) 3,379
	4日	4,475	(26.9) 1,205	(73.1) 3,270	(22.9) 1,023	(49.8) 2,228
	5日以上	1,030	(37.7) 388	(62.3) 642	(14.3) 147	(51.9) 535

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
2 選任手続期日が取り消されたものを除く。  
3 ( ) は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた  
裁判員候補者数（庁別）

	選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さなない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	取消しが出された裁判員候補者数（3）	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（2+3）		選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さなない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	取消しが出された裁判員候補者数（3）	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（2+3）
総 数	13,423	3,785	9,638	2,767	6,552	広島地裁本庁	370	109	261	85	194
東京地裁本庁	810	239	571	140	379	山口地裁本庁	200	53	147	47	100
東京地裁立川支部	340	90	250	64	154	岡山地裁本庁	310	98	212	64	162
横浜地裁本庁	255	61	194	44	105	鳥取地裁本庁	180	42	138	33	75
横浜地裁小田原支部	130	37	93	20	57	松江地裁本庁	80	24	56	16	40
さいたま地裁本庁	673	168	505	165	333	福岡地裁本庁	360	88	272	86	174
千葉地裁本庁	1,200	249	951	298	547	福岡地裁小倉支部	-	-	-	-	-
水戸地裁本庁	90	22	68	17	39	佐賀地裁本庁	140	37	103	43	80
宇都宮地裁本庁	80	14	66	17	31	長崎地裁本庁	210	52	158	64	116
前橋地裁本庁	80	20	60	16	36	大分地裁本庁	80	11	69	23	34
静岡地裁本庁	-	-	-	-	-	熊本地裁本庁	530	165	365	121	286
静岡地裁沼津支部	190	45	145	40	85	鹿児島地裁本庁	300	76	224	74	150
静岡地裁浜松支部	80	22	58	15	37	宮崎地裁本庁	190	66	124	41	107
甲府地裁本庁	160	60	100	29	89	那覇地裁本庁	100	21	79	22	43
長野地裁本庁	100	26	74	22	48	仙台地裁本庁	410	79	331	119	198
長野地裁松本支部	-	-	-	-	-	福島地裁本庁	70	17	53	15	32
新潟地裁本庁	-	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	200	48	152	58	106
大阪地裁本庁	1,050	343	707	170	513	山形地裁本庁	110	34	76	28	62
大阪地裁堺支部	100	41	59	9	50	盛岡地裁本庁	-	-	-	-	-
京都地裁本庁	320	76	244	79	155	秋田地裁本庁	80	30	50	15	45
神戸地裁本庁	375	102	273	80	182	青森地裁本庁	190	47	143	62	109
神戸地裁姫路支部	110	38	72	17	55	札幌地裁本庁	385	137	248	55	192
奈良地裁本庁	480	228	252	28	256	函館地裁本庁	-	-	-	-	-
大津地裁本庁	555	121	434	113	234	旭川地裁本庁	-	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	200	60	140	36	96	釧路地裁本庁	-	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	400	102	298	86	188	高松地裁本庁	100	40	60	16	56
名古屋地裁岡崎支部	100	28	72	15	43	徳島地裁本庁	190	60	130	32	92
津地裁本庁	100	32	68	14	46	高知地裁本庁	-	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	410	155	255	52	207	松山地裁本庁	100	33	67	28	61
福井地裁本庁	70	18	52	19	37						
金沢地裁本庁	-	-	-	-	-						
富山地裁本庁	80	21	59	15	36						

（注）1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

## 4 選任手続期日当日

## (1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、5,415人で、出席率は、83.9%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	142	9	79	45	9
選定された裁判員候補者の数 (A)	[94.5] 13,423	[94.4] 850	[89.5] 7,068	[99.4] 4,475	[114.4] 1,030
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[67.9] 9,638	[67.3] 606	[64.8] 5,120	[72.7] 3,270	[71.3] 642
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[22.4] 3,185	[23.7] 213	[21.0] 1,661	[25.4] 1,143	[18.7] 168
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[19.5] 2,767	[18.4] 166	[18.1] 1,431	[22.7] 1,023	[16.3] 147
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[38.1] 5,415	[37.9] 341	[36.7] 2,896	[39.3] 1,770	[45.3] 408
出席率(%) (D/(B-C))	83.9	86.8	83.7	83.2	86.1
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	40.3	40.1	41.0	39.6	39.6

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

3 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。

## (2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、708人で、同期日に出席した裁判員候補者5,415人に占める割合は13.1%である。また、辞退が認められた総数は、582人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
出席者数	5,415	341	2,896	1,770	408
辞退を申し立てた裁判員候補者数	708	33	376	222	77
辞退が認められた裁判員候補者数	《82.2》 582	《84.8》 28	《79.3》 298	《86.9》 193	《81.8》 63
疾病傷害(法16条8号イ)	(8.1) 47	(3.6) 1	(9.1) 27	(8.3) 16	(4.8) 3
介護養育(法16条8号ロ)	(11.0) 64	(10.7) 3	(11.7) 35	(10.4) 20	(9.5) 6
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(43.1) 251	(32.1) 9	(40.9) 122	(46.1) 89	(49.2) 31
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(7.0) 41	(7.1) 2	(5.4) 16	(4.7) 9	(22.2) 14
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 3	-	(0.7) 2	(0.5) 1	-
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.2) 7	-	(0.7) 2	(2.6) 5	-
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.9) 17	(17.9) 5	(1.7) 5	(1.6) 3	(6.3) 4
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.3) 2	-	(0.3) 1	(0.5) 1	-
遠隔地(辞退政令5号)	(0.9) 5	-	(0.7) 2	(1.0) 2	(1.6) 1
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(24.6) 143	(28.6) 8	(28.2) 84	(24.4) 47	(6.3) 4
その他の辞退事由	(0.3) 2	-	(0.7) 2	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

3 ( )は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

4 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

(3) 不選任に関する状況

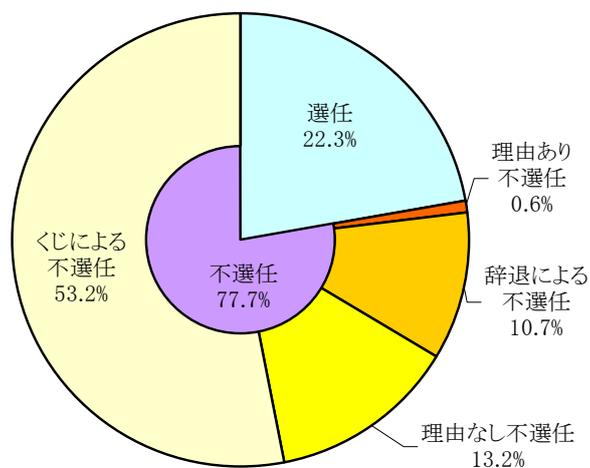
選任手続期日において、不選任決定がなされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳  
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	142	9	79	45	9
出席者数	[38.1] 5,415	[37.9] 341	[36.7] 2,896	[39.3] 1,770	[45.3] 408
不選任決定がされた裁判員候補者数	[29.6] 4,205	[29.7] 267	[28.3] 2,239	[30.5] 1,371	[36.4] 328
理由あり不選任(法34条4項)	[0.2] 31	[0.2] 2	[0.1] 7	[0.2] 9	[1.4] 13
辞退による不選任(法34条7項)	[4.1] 582	[3.1] 28	[3.8] 298	[4.3] 193	[7.0] 63
理由なし不選任(法36条)	[5.0] 713	[5.2] 47	[4.2] 330	[5.0] 226	[12.2] 110
くじによる不選任(法37条3項)	[20.3] 2,879	[21.1] 190	[20.3] 1,604	[21.0] 943	[15.8] 142
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	-	-	-	-	-

※注3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。  
 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日になされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。  
 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を定めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

#### (4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録者数から裁判員等に選任される各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフ(25頁)は、全選挙人名簿登録者が裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである(ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。)

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

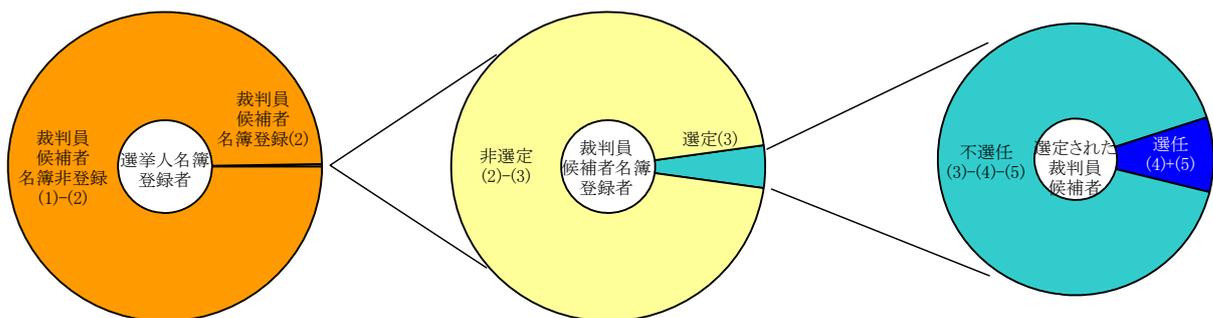
	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	142	103,924,309	295,036	13,423	838	346	0.40
東京地裁本庁	9	7,195,569	28,000	810	56	22	0.28
東京地裁立川支部	4	3,311,624	5,800	340	24	9	0.57
横浜地裁本庁	3	6,236,449	16,000	255	19	6	0.16
横浜地裁小田原支部	2	984,568	2,176	130	12	4	0.74
さいたま地裁本庁	7	5,760,003	16,560	673	42	19	0.37
千葉地裁本庁	13	4,993,726	22,560	1,200	79	34	0.50
水戸地裁本庁	1	2,423,951	7,600	90	6	2	0.11
宇都宮地裁本庁	1	1,631,378	5,440	80	6	3	0.17
前橋地裁本庁	1	1,633,368	6,000	80	6	3	0.15
静岡地裁本庁	-	1,003,983	1,680	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	2	1,016,647	3,280	190	12	4	0.49
静岡地裁浜松支部	1	1,055,357	1,760	80	6	2	0.45
甲府地裁本庁	2	706,852	2,300	160	12	5	0.74
長野地裁本庁	1	878,524	1,800	100	6	2	0.44
長野地裁松本支部	-	889,338	1,800	-	-	-	-
新潟地裁本庁	-	1,978,722	3,000	-	-	-	-
大阪地裁本庁	12	5,093,477	24,100	1,050	73	27	0.41
大阪地裁堺支部	1	1,991,041	4,800	100	6	2	0.17
京都地裁本庁	3	2,104,811	5,200	320	18	9	0.52
神戸地裁本庁	4	3,177,906	9,000	375	24	9	0.37
神戸地裁姫路支部	1	1,358,257	3,500	110	6	3	0.26
奈良地裁本庁	4	1,158,090	2,700	480	6	3	0.33
大津地裁本庁	6	1,095,915	3,600	555	31	11	1.17
和歌山地裁本庁	2	857,568	2,400	200	12	4	0.67
名古屋地裁本庁	4	3,984,716	16,000	400	24	12	0.23
名古屋地裁岡崎支部	1	1,795,767	5,600	100	6	3	0.16
津地裁本庁	1	1,507,540	6,000	100	6	3	0.15
岐阜地裁本庁	4	1,696,540	3,400	410	24	11	1.03
福井地裁本庁	1	656,904	960	70	6	3	0.94
金沢地裁本庁	-	948,272	1,700	-	-	-	-
富山地裁本庁	1	910,141	2,200	80	6	2	0.36
広島地裁本庁	4	2,329,648	5,100	370	25	11	0.71
山口地裁本庁	2	1,222,554	2,400	200	12	5	0.71
岡山地裁本庁	3	1,582,459	3,440	310	19	11	0.87
鳥取地裁本庁	2	490,697	1,040	180	12	4	1.54
松江地裁本庁	1	599,833	1,200	80	6	3	0.75

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	4	3,005,664	11,200	360	24	10	0.30
福岡地裁小倉支部	-	1,086,877	3,500	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	1	691,703	1,200	140	6	4	0.83
長崎地裁本庁	2	1,190,318	2,000	210	12	6	0.90
大分地裁本庁	1	996,875	2,400	80	6	2	0.33
熊本地裁本庁	4	1,495,169	3,040	530	24	9	1.09
鹿児島地裁本庁	3	1,411,041	2,300	300	18	9	1.17
宮崎地裁本庁	2	939,174	2,700	190	12	4	0.59
那覇地裁本庁	1	1,058,553	2,000	100	6	3	0.45
仙台地裁本庁	5	1,908,141	4,160	410	31	13	1.06
福島地裁本庁	1	480,369	1,150	70	6	2	0.70
福島地裁郡山支部	2	1,191,297	2,350	200	12	5	0.72
山形地裁本庁	1	977,787	2,160	110	6	2	0.37
盛岡地裁本庁	-	1,119,873	1,800	-	-	-	-
秋田地裁本庁	1	943,288	1,200	80	6	2	0.67
青森地裁本庁	2	1,175,430	1,800	190	12	5	0.94
札幌地裁本庁	4	2,790,943	6,100	385	25	9	0.56
函館地裁本庁	-	416,532	1,500	-	-	-	-
旭川地裁本庁	-	624,502	1,500	-	-	-	-
釧路地裁本庁	-	800,622	1,200	-	-	-	-
高松地裁本庁	1	834,588	2,880	100	6	2	0.28
徳島地裁本庁	2	665,540	1,840	190	12	6	0.98
高知地裁本庁	-	650,763	2,160	-	-	-	-
松山地裁本庁	1	1,207,065	2,800	100	6	2	0.29

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。  
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。  
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した有権者数の総数である。  
 5 「裁判員候補者名簿登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

<イメージ>



図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び  
補充裁判員の属性

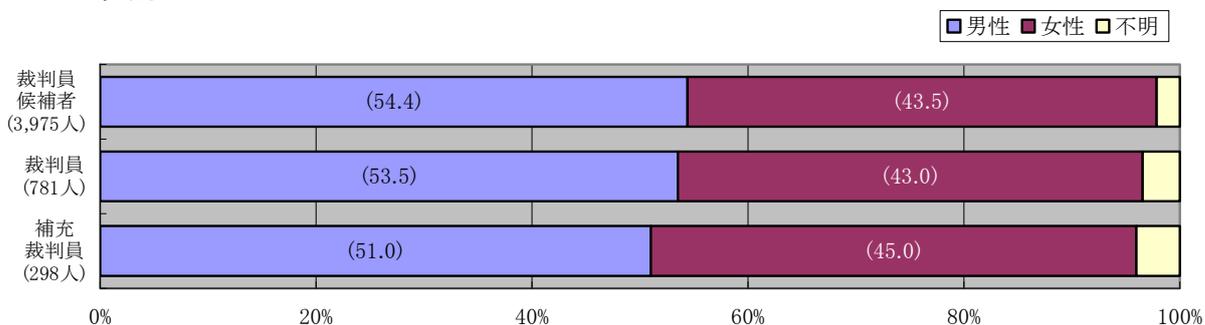
		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
性別	男性	2,162	418	152
	女性	1,728	336	134
	不明	85	27	12
年代別	20代	609	117	40
	30代	953	168	58
	40代	783	160	71
	50代	788	168	60
	60代	691	133	49
	70歳以上	70	7	7
	不明	81	28	13
職業別	お勤め	2,135	454	160
	自営・自由業	307	51	27
	パート・アルバイト	602	101	37
	専業主婦・専業主夫	384	80	35
	学生	40	5	1
	無職	297	39	11
	その他	102	21	11
	不明	108	30	16

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。

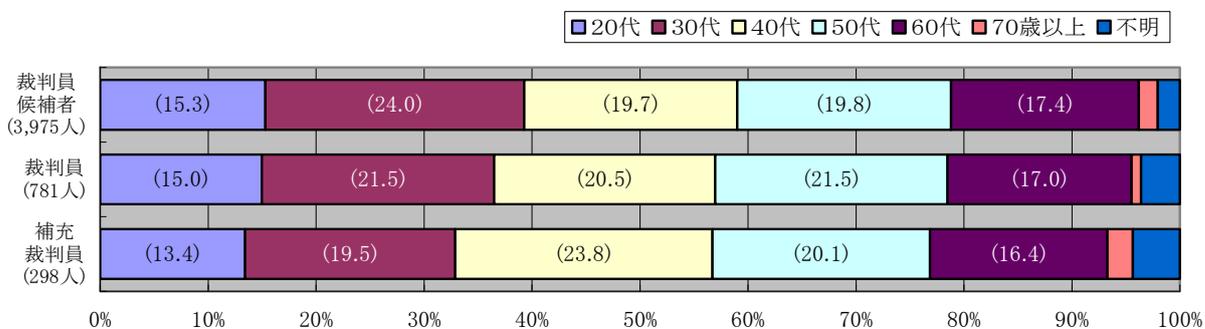
2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

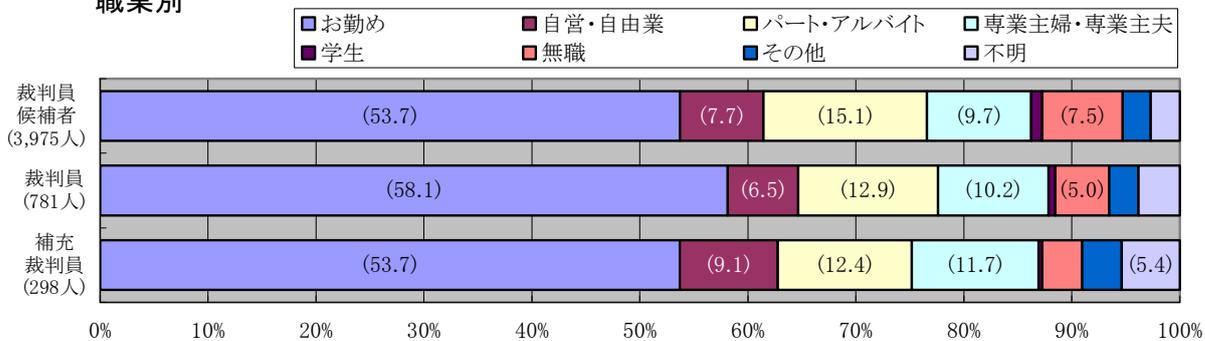
### 性別



### 年代別



### 職業別



図表21-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布（実審理予定日数別）

図表21-2 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

図表21-1

		判決人員	補充裁判員が選任された被告人						
			総数	選任された補充裁判員					
				1人	2人	3人	4人	5人	6人
総数		142	142	-	75	60	7	-	-
実審理予定日数	2日以内	9	9	-	7	2	-	-	-
	3日	79	79	-	55	23	1	-	-
	4日	45	45	-	11	29	5	-	-
	5日以上	9	9	-	2	6	1	-	-

図表21-2

		選任された補充裁判員数の平均
総数		2.5
実審理予定日数	2日以内	2.2
	3日	2.3
	4日	2.9
	5日以上	2.9

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 選任された補充裁判員数の平均は、  

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22-1 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-2 判決人員1人当たりの裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-1

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
裁判員	総数	10	-	6	3	1	-
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	1	-	-	1	-	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	9	-	6	2	1	-
補充裁判員	総数	85	6	47	28	1	3
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	1	-	1	-	-	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	8	-	5	2	1	-
	必要がないと認めたもの(法45条)	76	6	41	26	-	3

図表22-2

	判決人員 1人当たり の平均	開 廷 回 数				
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員	142	9	90	35	7	1
解任された裁判員	0.07	-	0.07	0.09	0.14	-
解任された補充裁判員	0.60	0.67	0.52	0.80	0.14	3.00
必要がないと認めたもの(法45条)	0.54	0.67	0.46	0.74	-	3.00

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

(6) その他

選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、126.2分であり、出席した裁判員候補者の平均は、38.1人である。

図表23-1 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布（選任手続期日に要した時間別）

図表23-2 出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

図表23-1

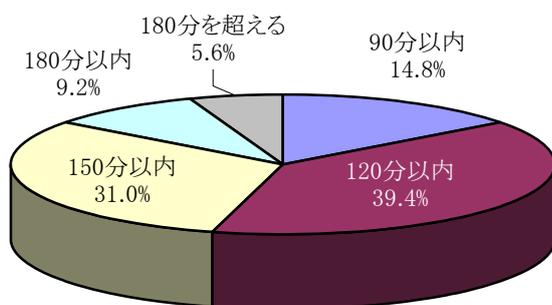
	判決人員	出席した裁判員候補者						
		30人以内	35人以内	40人以内	45人以内	50人以内	50人を超える	
総数	142	17	36	40	31	15	3	
に選任手続期日に要した時間	90分以内	21	4	1	8	7	1	-
	120分以内	56	8	16	17	11	3	1
	150分以内	44	4	16	10	10	2	2
	180分以内	13	1	2	5	2	3	-
	180分を超える	8	-	1	-	1	6	-

図表23-2

	出席した裁判員候補者	
総数	5,415	
に選任手続期日に要した時間	90分以内	793
	120分以内	2,100
	150分以内	1,649
	180分以内	504
	180分を超える	369

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数		
選定された裁判員候補者の総数	13,423 [94.5]		呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	3,785 [26.7]	
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	9,638 [67.9]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	3,185 [22.4]	
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	5,415 [38.1]		うち、申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数 2,767 [19.5]		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注2	83.9				

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。  
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 3 [ ] は、総数を判決人員（142人）で除した平均値である。

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申し出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	142			
選定された裁判員候補者の数	13,423			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 7,134	(100.0) 3,785	(100.0) 2,767	(100.0) 582
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	(33.3) 2,375	(62.7) 2,375		
疾病傷害(法16条8号イ)	(15.1) 1,080	(16.7) 631	(14.5) 402	(8.1) 47
介護養育(法16条8号ロ)	(11.3) 803	(5.4) 206	(19.3) 533	(11.0) 64
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(24.5) 1,748	(10.8) 410	(39.3) 1,087	(43.1) 251
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(2.1) 148	(0.4) 14	(3.4) 93	(7.0) 41
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.7) 123	(0.8) 32	(3.2) 88	(0.5) 3
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.0) 68	(0.4) 17	(1.6) 44	(1.2) 7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.9) 62	(0.1) 5	(1.4) 40	(2.9) 17
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.3) 18	(0.2) 6	(0.4) 10	(0.3) 2
遠隔地(辞退政令5号)	(2.4) 170	(0.9) 33	(4.8) 132	(0.9) 5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(6.6) 473	(1.1) 40	(10.5) 290	(24.6) 143
その他の辞退事由 ※注3	(0.9) 66	(0.4) 16	(1.7) 48	(0.3) 2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

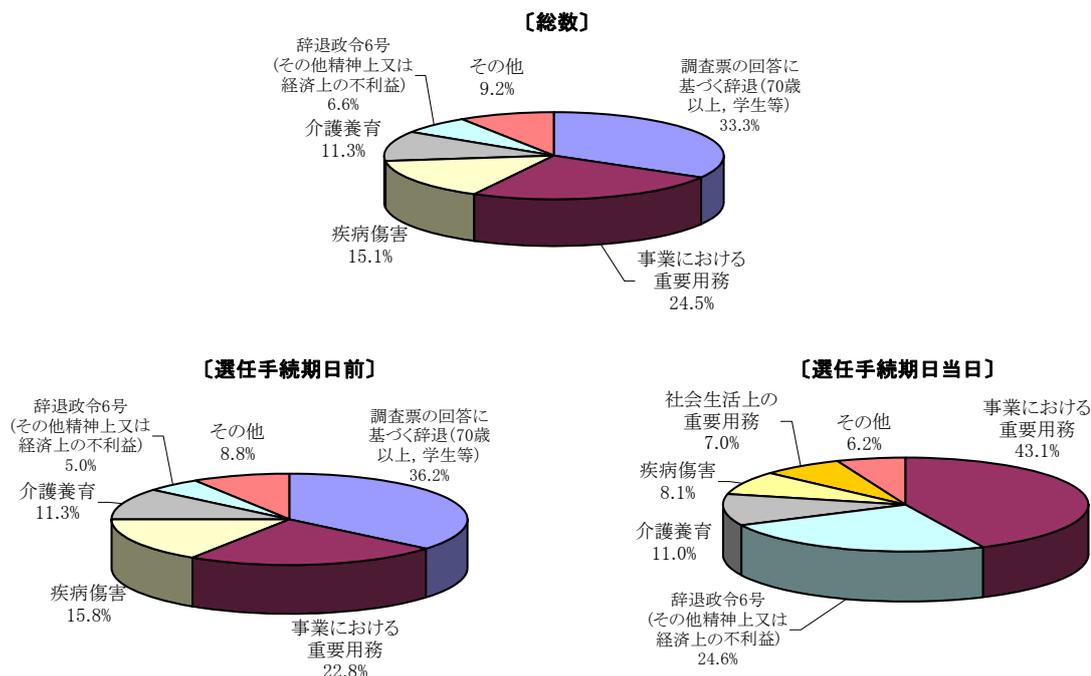
2 「調査票の回答に基づく辞退」とは、(1)裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、これが認められたもののほか、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったもの及び(3)分離発送方式をとった事件において、事前質問票等により裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、当年内のその後の全事件について辞退を希望し、これが認められたものを含む。

なお、「分離発送方式」については、11ページの脚注6を参照

3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

4 ( )は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別<sup>\*11</sup>に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおり。

\*11 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合の平均	実 審 理 予 定 日 数					辞退が認められた裁判員候補者の割合の平均	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.1	51.5	52.0	54.1	58.1	広島地裁本庁	55.7	-	60.0	52.7	52.7
東京地裁本庁	50.5	-	47.8	53.2	-	山口地裁本庁	55.5	52.2	58.2	-	-
東京地裁立川支部	49.1	-	49.2	48.8	-	岡山地裁本庁	56.8	-	-	56.8	-
横浜地裁本庁	47.1	-	48.9	46.1	-	鳥取地裁本庁	45.6	40.0	52.5	-	-
横浜地裁小田原支部	46.9	-	46.9	-	-	松江地裁本庁	55.0	-	55.0	-	-
さいたま地裁本庁	53.3	-	49.6	55.5	60.0	福岡地裁本庁	54.7	-	56.5	53.2	-
千葉地裁本庁	49.6	-	46.5	51.9	-	福岡地裁小倉支部	-	-	-	-	-
水戸地裁本庁	48.9	48.9	-	-	-	佐賀地裁本庁	58.6	-	-	58.6	-
宇都宮地裁本庁	45.0	-	-	45.0	-	長崎地裁本庁	57.6	-	-	57.6	-
前橋地裁本庁	48.8	-	-	48.8	-	大分地裁本庁	47.5	-	47.5	-	-
静岡地裁本庁	-	-	-	-	-	熊本地裁本庁	56.8	54.2	58.4	56.3	-
静岡地裁沼津支部	46.8	-	46.8	-	-	鹿児島地裁本庁	55.7	61.0	53.0	-	-
静岡地裁浜松支部	57.5	-	57.5	-	-	宮崎地裁本庁	59.5	-	59.5	-	-
甲府地裁本庁	59.4	-	59.4	-	-	那覇地裁本庁	46.0	-	46.0	-	-
長野地裁本庁	49.0	-	49.0	-	-	仙台地裁本庁	52.9	-	50.0	62.0	-
長野地裁松本支部	-	-	-	-	-	福島地裁本庁	57.1	-	57.1	-	-
新潟地裁本庁	-	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	59.0	-	64.0	54.0	-
大阪地裁本庁	53.2	52.9	49.3	61.3	58.6	山形地裁本庁	62.7	-	-	62.7	-
大阪地裁堺支部	53.0	-	53.0	-	-	盛岡地裁本庁	-	-	-	-	-
京都地裁本庁	51.9	-	51.0	53.3	-	秋田地裁本庁	60.0	-	60.0	-	-
神戸地裁本庁	50.9	50.0	47.8	55.2	-	青森地裁本庁	62.1	-	62.1	-	-
神戸地裁姫路支部	52.7	-	52.7	-	-	札幌地裁本庁	51.2	-	50.2	54.0	-
奈良地裁本庁	61.7	-	-	-	61.7	函館地裁本庁	-	-	-	-	-
大津地裁本庁	49.4	-	47.7	54.9	43.0	旭川地裁本庁	-	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	52.0	-	52.0	-	-	釧路地裁本庁	-	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	50.5	-	46.7	51.6	-	高松地裁本庁	57.0	-	57.0	-	-
名古屋地裁岡崎支部	52.0	-	52.0	-	-	徳島地裁本庁	51.1	-	52.2	50.0	-
津地裁本庁	52.0	-	-	52.0	-	高知地裁本庁	-	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	54.1	54.0	51.8	60.0	-	松山地裁本庁	66.0	-	66.0	-	-
福井地裁本庁	55.7	-	-	55.7	-						
金沢地裁本庁	-	-	-	-	-						
富山地裁本庁	57.5	-	57.5	-	-						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2  $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)  
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合の平均	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.1	51.5	52.0	54.1	58.1
調査票による辞退	17.7	21.2	18.8	16.2	13.6
疾病傷害(法16条8号イ)	8.0	6.8	7.6	8.5	10.2
介護養育(法16条8号ロ)	6.0	6.7	5.9	5.8	6.8
事業における重要用務(法16条8号ハ)	13.0	9.2	11.9	14.8	16.5
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.1	0.6	0.9	1.1	3.2
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.9	0.8	0.6	1.2	1.7
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.5	0.4	0.6	0.5	0.3
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	1.2	0.3	0.5	0.4
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	0.1	0.0	0.1	0.1	0.5
遠隔地(辞退政令5号)	1.3	1.5	1.3	1.2	1.3
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	3.5	2.7	3.7	3.8	1.9
その他の辞退事由	0.5	0.5	0.4	0.4	1.7

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2  $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者}} \times 100$ により算出した。

3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	8月	9月	10月	11月	12月
選定された裁判員候補者の数	13,423	190	1,120	2,890	3,223	6,000
辞退が認められた裁判員候補者の数	(53.1) 7,134	(49.5) 94	(53.1) 595	(52.9) 1,529	(53.8) 1,734	(53.0) 3,182

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 ( ) は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

#### 1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

##### (1) 対象事件・合議体の構成

###### ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である(法2条1項)。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う(除外決定、法3条1項)。平成21年においては、除外決定がされたものはなかった。

###### イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる(法2条2項、3項)。平成21年においては、すべての合議体が裁判官3人と裁判員6人で構成された。

##### (2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

###### ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起(起訴)することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない(法49条)。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる(第1回

**公判期日前の鑑定**、法50条1項）。

審理期間と対比した公判前整理手続の期間・期日回数の状況は、図表32ないし図表38のとおりである。また、平成21年中に終局した事件で第1回公判期日前の鑑定を行ったものはなかった。

#### イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**開廷回数・実審理期間**の平均や分布の状況は、図表40ないし図表43のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論）、最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述）、審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表45ないし図表56のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表57ないし図表60で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定）、順次、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判

決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。平成21年においては、区分審理決定がされた事件はなかった。

ウ 評議

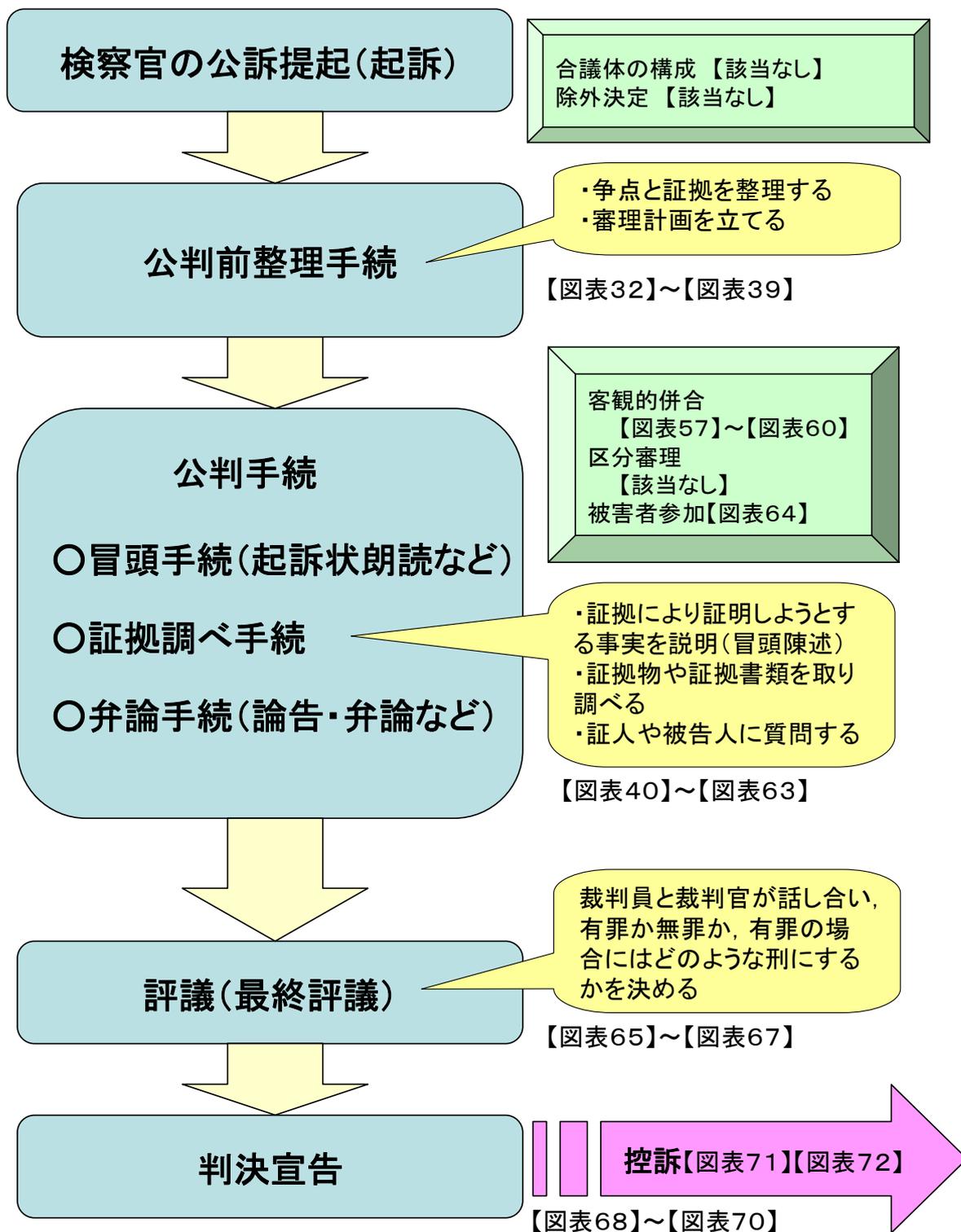
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議）、それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表65ないし図表67のとおりである。

エ 裁判・控訴

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果の状況等は、図表68ないし図表72のとおりである。

オ なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。また、裁判員裁判以外の裁判との対比のため、地裁通常第一審事件における審理期間や開廷回数の推移も参考として示した。

## 2 審理

### (1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、すべての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条の除外決定がなされたものはなかった。

図表29 合議体の構成別の判決人員（罪名別）  
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表30 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）  
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表31 罪名別の除外決定がされた判決人員  
（該当なし）

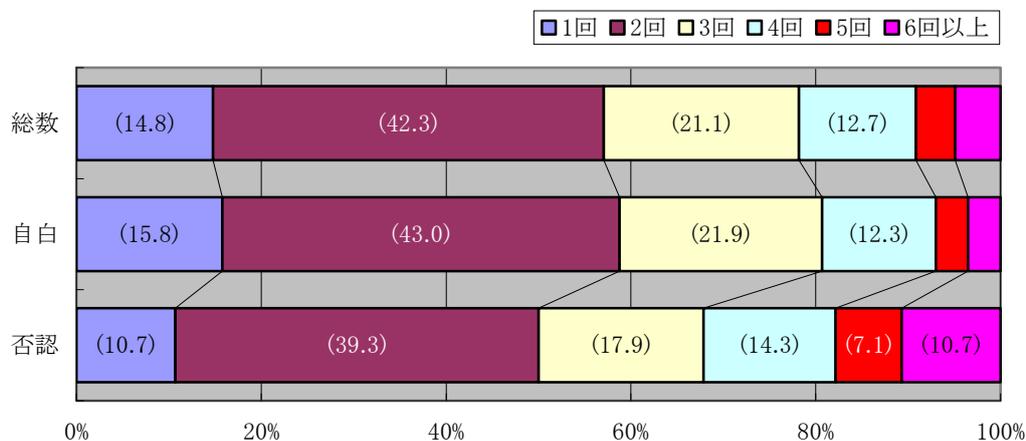
(2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表32のとおりである。同表には、平成18年から同20年までの間に公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件における自白・否認別の公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況のデータを参考添付した。なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をしたものはなかった。

図表32 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数						平均公判前整理手続期日回数(回)
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 142	(14.8) 21	(42.3) 60	(21.1) 30	(12.7) 18	(4.2) 6	(4.9) 7	2.6
自白	(100.0) 114	(15.8) 18	(43.0) 49	(21.9) 25	(12.3) 14	(3.5) 4	(3.5) 4	2.6
否認	(100.0) 28	(10.7) 3	(39.3) 11	(17.9) 5	(14.3) 4	(7.1) 2	(10.7) 3	3.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。



### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別)(平成18年～20年累計)

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,080	94	1,160	853	437	248	135	153	2.3
自白	1,783	84	890	511	180	68	32	18	1.7
否認	1,297	10	270	342	257	180	103	135	3.1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。

図表33 罪名別の第1回公判期日前の鑑定を行った判決人員

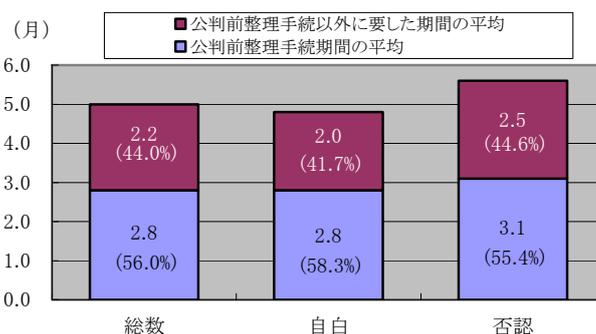
(該当なし)

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表34ないし図表38のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表34には、平成18年から同20年までの間の公判前整理手続に付された地裁第一審事件、裁判員裁判対象罪名の事件及び法定合議事件全体の各データを参考添付した。

図表34 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	5.0	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2
自白	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0
否認	5.6	(55.4) 3.1	(44.6) 2.5



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。

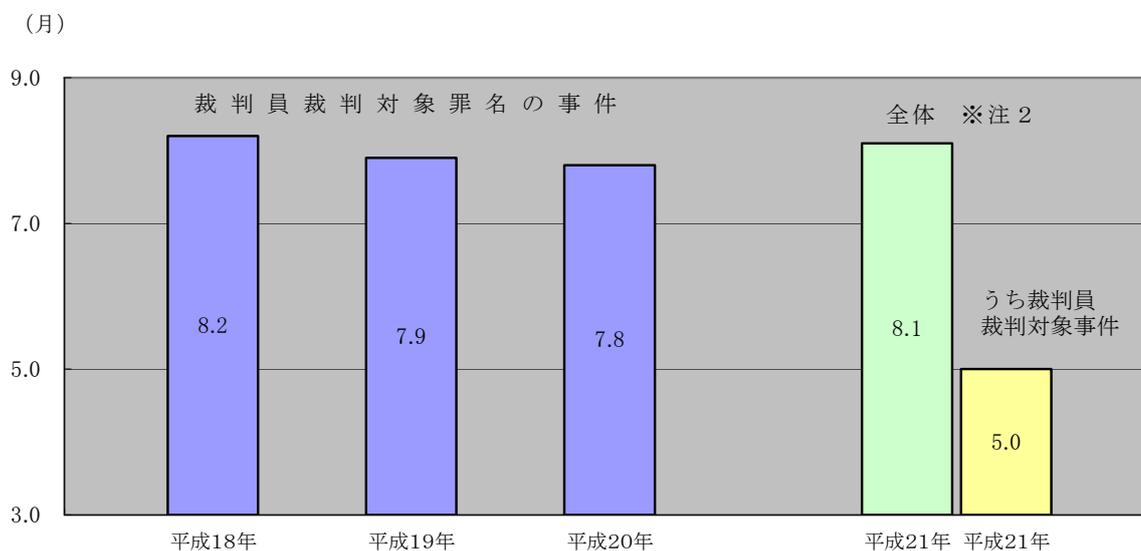
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間（平成18年～20年累計）

	公判前整理手続に付された通常第一審事件全体			うち裁判員裁判対象罪名の事件			法定合議事件全体
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	
総数	6.8	(45.6) 3.1	(54.4) 3.7	6.6	(45.5) 3.0	(54.5) 3.6	6.8
自白	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.3	(47.2) 2.5	(52.8) 2.8	5.2
否認	8.6	(43.0) 3.7	(57.0) 4.9	8.3	(44.6) 3.7	(55.4) 4.6	10.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
2 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移



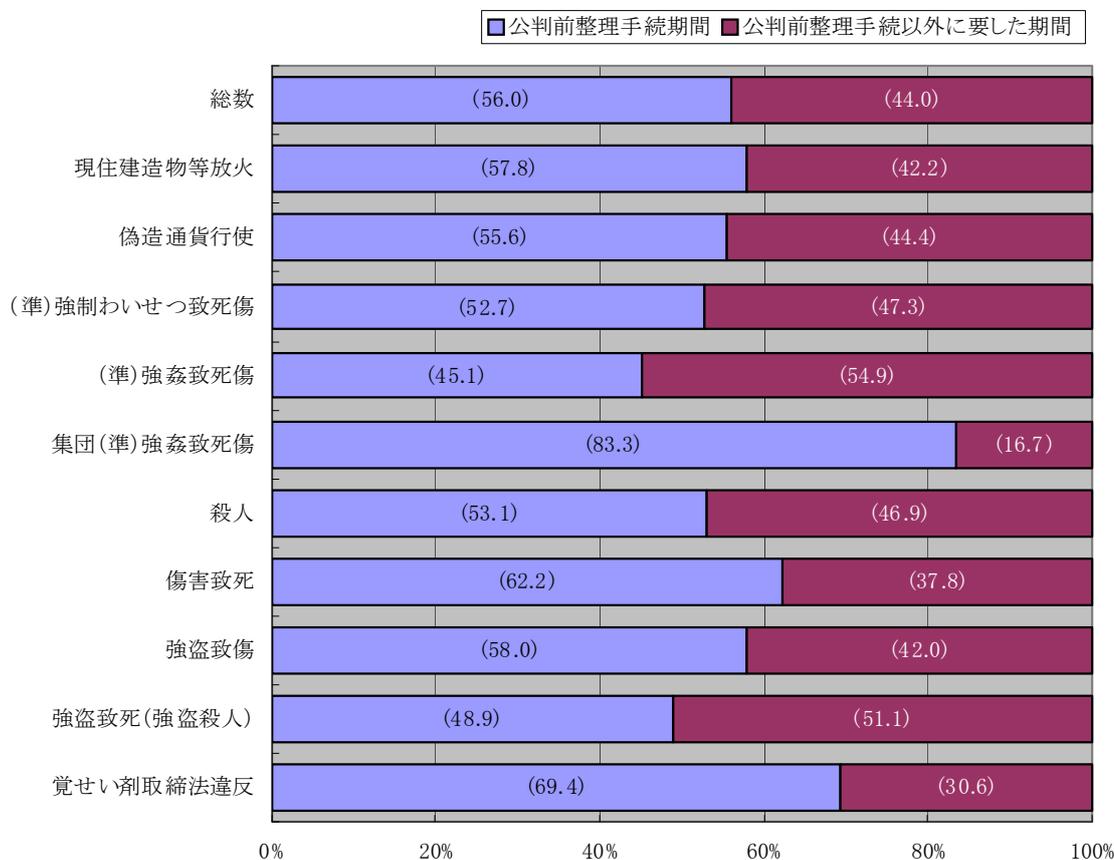
(注) 1 公判前整理手続を実施していないものを含む。  
2 「全体」とは、裁判員裁判対象罪名の事件及び裁判員裁判対象事件の総数をいう。

図表35 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	5.0	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0	5.6	(55.4) 3.1	(44.6) 2.5
現住建造物等放火	4.5	(57.8) 2.6	(42.2) 1.9	4.5	(57.8) 2.6	(42.2) 1.9	-	-	-
偽造通貨行使	4.5	(55.6) 2.5	(44.4) 2.0	4.5	(55.6) 2.5	(44.4) 2.0	-	-	-
(準)強制わいせつ致死傷	5.5	(52.7) 2.9	(47.3) 2.6	5.6	(53.6) 3.0	(46.4) 2.6	4.5	(55.6) 2.5	(44.4) 2.0
(準)強姦致死傷	5.1	(45.1) 2.3	(54.9) 2.8	5.1	(45.1) 2.3	(54.9) 2.8	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	5.4	(83.3) 4.5	(16.7) 0.9	4.5	(100.0) 4.5	-	6.8	(66.2) 4.5	(33.8) 2.3
殺人	4.9	(53.1) 2.6	(46.9) 2.3	4.6	(54.3) 2.5	(45.7) 2.1	5.6	(53.6) 3.0	(46.4) 2.6
傷害致死	4.5	(62.2) 2.8	(37.8) 1.7	4.5	(64.4) 2.9	(35.6) 1.6	4.5	(33.3) 1.5	(66.7) 3.0
強盗致傷	5.0	(58.0) 2.9	(42.0) 2.1	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0	5.9	(52.5) 3.1	(47.5) 2.8
強盗致死(強盗殺人)	4.5	(48.9) 2.2	(51.1) 2.3	4.5	(48.9) 2.2	(51.1) 2.3	-	-	-
覚せい剤取締法違反	4.9	(69.4) 3.4	(30.6) 1.5	4.7	(70.2) 3.3	(29.8) 1.4	5.4	(68.5) 3.7	(31.5) 1.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 ( )は平均審理期間に対する割合(%)である。  
 3 本表には、判決人員が3人以上の罪名を挙げた。

主要罪名別の公判前整理手続期間の割合（総数）



図表36 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	10日 以内	20日 以内	1月 以内	1月15 日以内	2月 以内	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	6月を 超える	平均公判前 整理手続 期間(月)
総数	142	-	1	2	17	28	44	37	6	7	-	2.8
自白	114	-	1	2	13	24	37	30	3	4	-	2.8
否認	28	-	-	-	4	4	7	7	3	3	-	3.1

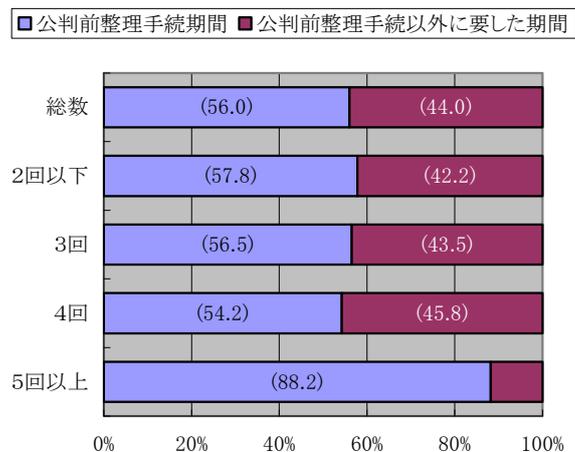
(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表37 第1回公判期日前の鑑定の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理  
手続期間

(該当なし)

図表38 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

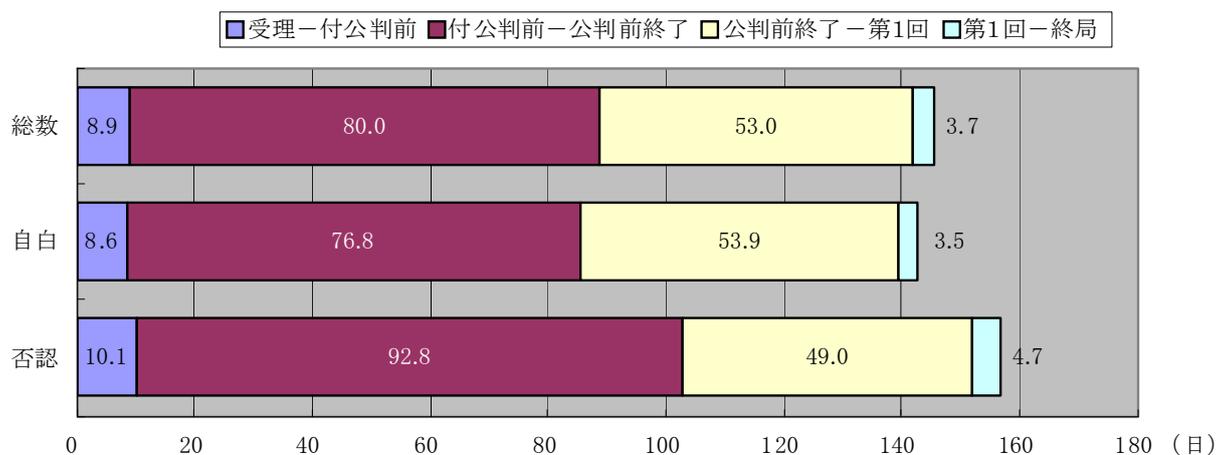
	判決 人員	平均審理期 間(月)	うち公判前 整理手続期 間の平均 (月)	うち公判前 整理手続以 外に要した 期間の平均 (月)
総数	142	5.0	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2
2回以下	9	4.5	(57.8) 2.6	(42.2) 1.9
3回	90	4.6	(56.5) 2.6	(43.5) 2.0
4回	35	5.9	(54.2) 3.2	(45.8) 2.7
5回以上	8	5.1	(88.2) 4.5	(11.8) 0.6



- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 ( )は平均審理期間に対する割合(%)である。  
 3 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表39である。

図表39 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 公判を開いた後に公判前整理手続に付された事件（例：非対象事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。  
 3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。  
 4 実日数の平均によるため、図表34、35の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表40のとおりである。また、図表41は、開廷回数の分布と実審理期間の分布をクロス集計したものである。

開廷回数<sup>\*12</sup>と実審理期間をクロス集計することにより、公判期日の指定の在り方（連日的に指定されているのか、ある程度の間隔をおいて指定されているのか等）についての傾向を把握することが可能となる。

図表40 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決 人員	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	平均審理 期間(月)
総数	142	4	32	54	36	16	-	-	5.0
自白	114	4	26	47	28	9	-	-	4.8
否認	28	-	6	7	8	7	-	-	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

---

\*12 開廷回数には、公判準備期日（刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等が行われた期日）の回数が含まれるほか、1日の中で複数の期日が指定されることも考えられることから、開廷回数と実日数は、必ずしも一致しないが、概ね近似する。

図表4-1 実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布並びに平均実審理期間及び平均開廷回数

	判決人員	開 廷 回 数					平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数	142	9	90	35	7	1	3.3
実 審 理 期 間	2日以内	9	8	1	-	-	2.1
	3日	73	1	72	-	-	3.0
	4日	40	-	13	26	1	3.7
	5日	5	-	3	1	1	3.6
	6日以上	15	-	1	8	5	1
平均実審理期間(日)	5.0	2.1	3.2	9.8	6.4	12.0	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別及び自白・否認別）は、図表4-2及び図表4-3のとおりである。終局人員中に第1回公判期日前の鑑定が行われたものはなかったため、図表4-4は作成していない。

図表4-2 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

	判決人員	開 廷 回 数					平均開廷回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上	
総数	142	9	90	35	7	1	3.3
強盗致傷	42	2	29	9	1	1	3.3
殺人	33	1	17	15	-	-	3.4
覚せい剤取締法違反	16	1	11	2	2	-	3.3
現住建造物等放火	11	-	8	3	-	-	3.3
(準)強制わいせつ致死傷	9	2	5	2	-	-	3.0
傷害致死	8	-	7	1	-	-	3.1
(準)強姦致死傷	8	2	5	1	-	-	2.9
集団(準)強姦致死傷	5	-	-	1	4	-	4.8
偽造通貨行使	4	1	3	-	-	-	2.8
強盗致死(強盗殺人)	3	-	3	-	-	-	3.0
建造物等以外放火	1	-	-	1	-	-	4.0
逮捕監禁致死	1	-	1	-	-	-	3.0
強盗強姦	1	-	1	-	-	-	3.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開 廷 回 数					平均開廷回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上	
総数	142	9	90	35	7	1	3.3
自白	114	9	77	24	4	-	3.2
否認	28	-	13	11	3	1	3.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定の有無別）

(該当なし)

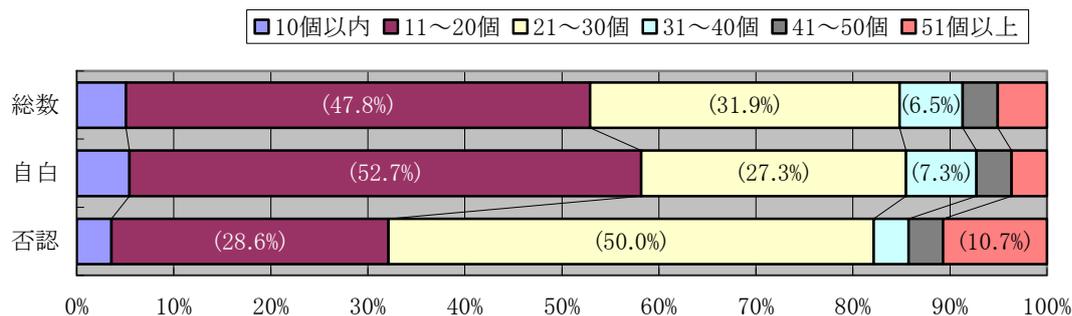
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数，取調べ証人数，罪名別の取調べ証人数，自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間，被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると，図表45ないし図表50のとおりである（なお，平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については，図表56を参照。）。

図表45 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調 べ証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	138	7	66	44	9	5	7	23.8
自白	110	6	58	30	8	4	4	23.4
否認	28	1	8	14	1	1	3	25.3

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり，概数である。



図表46-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（自白否認別）

図表46-2 平均取調べ証人数（自白否認別）

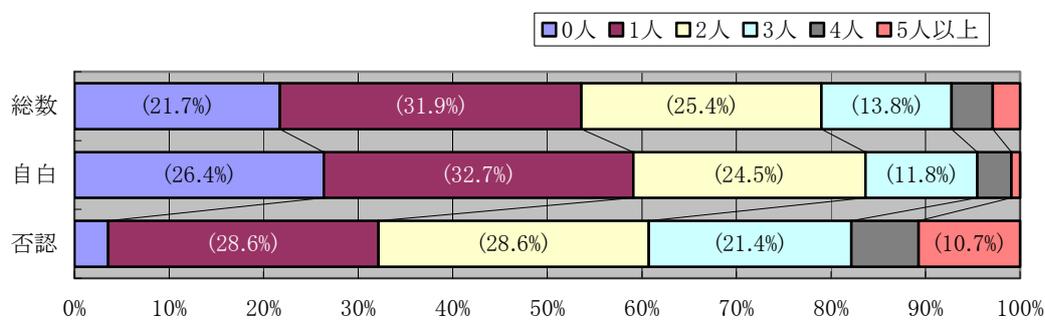
図表46-1

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
自白	110	29	36	27	13	4	1
否認	28	1	8	8	6	2	3

図表46-2

	平均取調 べ証人数 (人)
総数	1.6
自白	1.4
否認	2.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表47-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（罪名別）

図表47-2 平均取調べ証人数（罪名別）

図表47-1

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
強盗致傷	41	11	10	11	7	-	2
殺人	33	5	10	7	6	5	-
覚せい剤取締法違反	16	5	6	3	2	-	-
現住建造物等放火	11	1	5	3	1	-	1
(準)強制わいせつ致死傷	9	1	4	4	-	-	-
傷害致死	8	1	2	2	2	1	-
(準)強姦致死傷	8	3	3	2	-	-	-
偽造通貨行使	4	2	1	1	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	1	-	1	1	-	-
集団(準)強姦致死傷	2	-	-	1	-	-	1
強盗強姦	1	-	1	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	-	1	-	-	-	-
逮捕監禁致死	1	-	1	-	-	-	-

図表47-2

	平均取調 べ証人数 (人)
総数	1.6
強盗致傷	1.6
殺人	1.9
覚せい剤取締法違反	1.1
現住建造物等放火	1.8
(準)強制わいせつ致死傷	1.3
傷害致死	2.0
(準)強姦致死傷	0.9
偽造通貨行使	0.8
強盗致死(強盗殺人)	1.7
集団(準)強姦致死傷	3.5
強盗強姦	1.0
建造物等以外放火	1.0
逮捕監禁致死	1.0

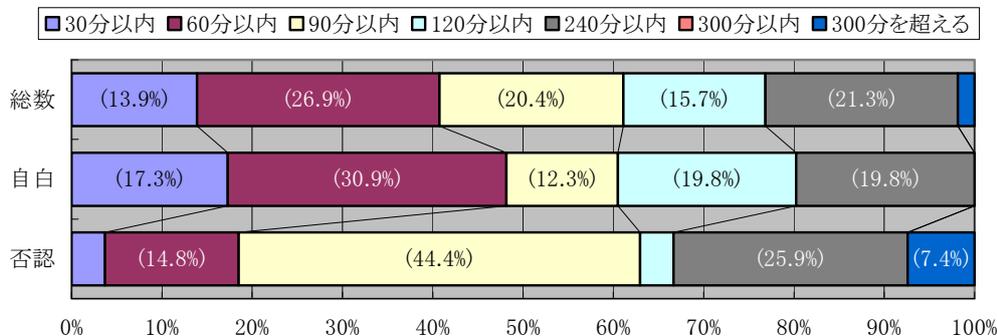
(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表48 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間							平均証人 尋問時間 (分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	108	15	29	22	17	23	-	2	92.1
自白	81	14	25	10	16	16	-	-	79.6
否認	27	1	4	12	1	7	-	2	129.6

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 証人尋問を実施していないものを除く。

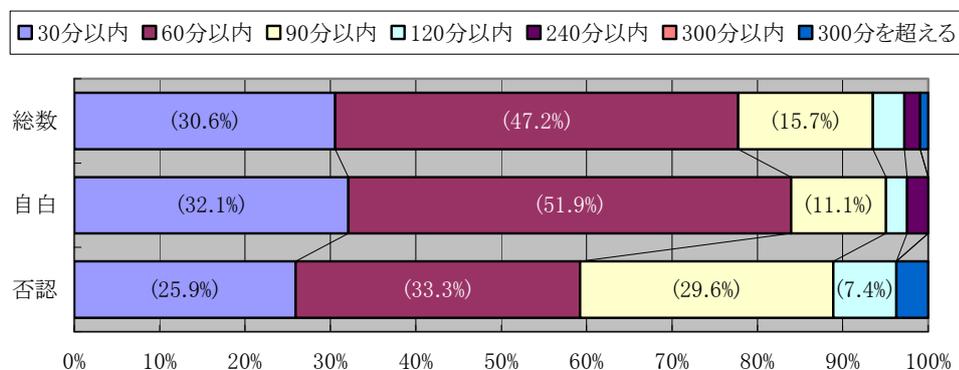


図表49 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人1人当たりの証人尋問時間							証人1人当 たりの平均 証人尋問 時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	108	33	51	17	4	2	-	1	48.5
自白	81	26	42	9	2	2	-	-	43.8
否認	27	7	9	8	2	-	-	1	62.7

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

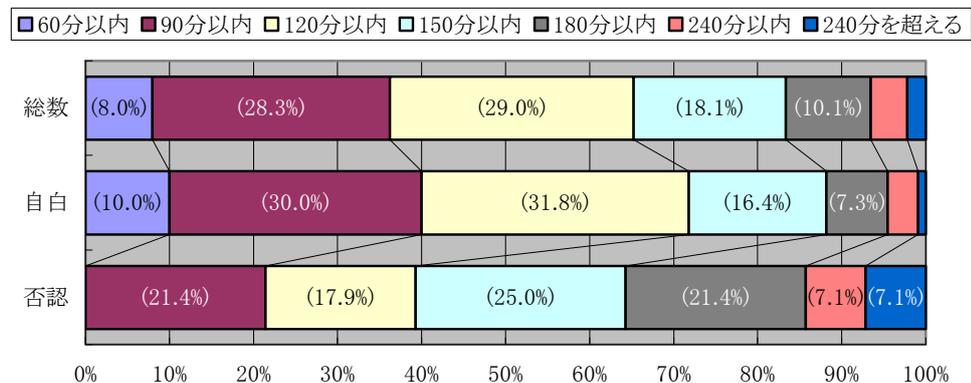
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表50 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被告人質問時間							平均被告 人質問時 間(分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	138	11	39	40	25	14	6	3	114.5
自白	110	11	33	35	18	8	4	1	105.9
否認	28	-	6	5	7	6	2	2	148.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表5-1、図表5-2及び図表5-3のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表5-6を参照。）。

図表5-1 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	138	30	44	35	19	6	4	
開 廷 時 間	5時間以内	20	6	8	5	1	-	-
	6時間以内	16	6	7	2	1	-	-
	7時間以内	12	4	2	3	3	-	-
	8時間以内	20	5	6	5	3	1	-
	9時間以内	13	4	2	4	3	-	-
	10時間以内	14	2	5	5	2	-	-
	11時間以内	18	1	10	4	2	1	-
	12時間以内	10	2	2	4	-	2	-
	12時間を超える	15	-	2	3	4	2	4

（注）刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表5-2 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間						開廷時間に 占める証人 尋問時間の 割合(%)	
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	108	15	29	22	17	23	2	16.5	
開 廷 時 間	5時間以内	14	4	9	1	-	-	-	14.5
	6時間以内	10	5	2	3	-	-	-	13.2
	7時間以内	8	1	2	3	2	-	-	17.3
	8時間以内	15	1	5	5	3	1	-	16.3
	9時間以内	9	-	3	1	5	-	-	16.1
	10時間以内	12	1	2	5	2	2	-	15.0
	11時間以内	17	3	5	1	1	7	-	14.1
	12時間以内	8	-	1	2	2	3	-	15.3
	12時間を超える	15	-	-	1	2	10	2	20.6

（注）1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表53 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							開廷時間 に占める 被告人質 問時間の 割合(%)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	138	11	39	40	25	14	6	3	21.7	
開 廷 時 間	5時間以内	20	6	10	4	-	-	-	-	26.4
	6時間以内	16	3	5	5	3	-	-	-	27.8
	7時間以内	12	1	4	6	-	1	-	-	24.6
	8時間以内	20	-	6	9	3	2	-	-	24.2
	9時間以内	13	-	3	4	4	1	1	-	23.4
	10時間以内	14	-	3	4	1	5	1	-	22.1
	11時間以内	18	1	3	5	5	2	1	1	20.8
	12時間以内	10	-	2	2	4	2	-	-	18.6
	12時間を超える	15	-	3	1	5	1	3	2	16.9

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

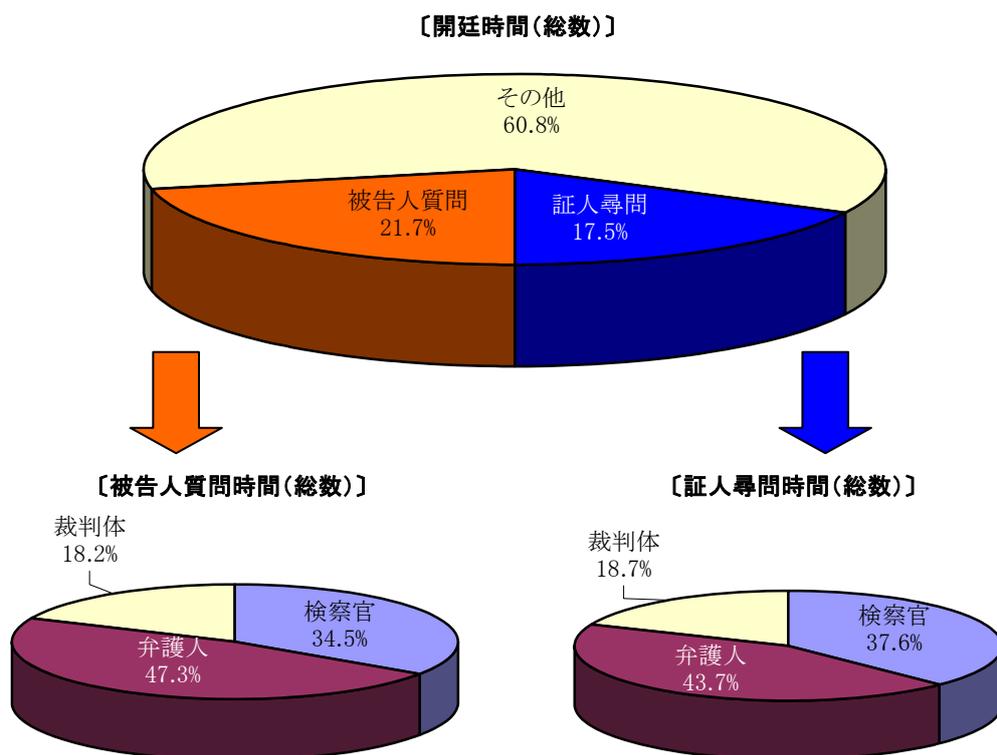
2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表54のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表55のとおりである。

図表54 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間 (分)	平均証人 尋問時間 (分)	平均被告人質問時間(分)			平均被告人 質問時間 (分)	うち		
			うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体		うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体
総数	526.9	92.1	34.6	40.3	17.2	114.5	39.5	54.2	20.8
自白	482.5	79.6	29.3	35.6	14.8	105.9	36.5	50.0	19.5
否認	701.3	129.6	50.7	54.3	24.6	148.4	51.1	71.0	26.3

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。  
 2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



- (注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表52と一致しない。

図表55 取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
開 廷 回 数	2回以内	9	4	3	1	1	-
	3回	89	24	32	19	13	1
	4回	35	2	7	15	4	5
	5回	4	-	2	-	1	-
	6回以上	1	-	-	-	-	-

（注）刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人数を比較したものが、図表56である。

図表56 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	407.4	263.4	756.4	1.5	0.9	2.9
うち裁判員裁判対象事件	545.4	507.1	701.1	1.6	1.4	2.3

- （注） 1 刑事通常第一審事件票によるため開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 2 図表54は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。  
 3 取調べ証人数は延べ人員で計上する場合があるため図表46-2とは異なる。

(5) 客観的併合

客観的併合がなされた事件における証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別、公訴事実の数別）は、図表57ないし図表60のとおりである。

図表57-1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調 べ証拠数 (個)	
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上		
総数	110	6	58	30	8	4	4	23.4	
公 訴 事 実 の 数	1個	64	5	39	15	2	1	2	22.0
	2個	29	1	15	10	2	1	-	21.5
	3個	8	-	3	3	1	1	-	26.5
	4個	5	-	-	1	2	1	1	41.4
	5個以上	4	-	1	1	1	-	1	31.0

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表57-2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調 べ証拠数 (個)	
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上		
総数	28	1	8	14	1	1	3	25.3	
公 訴 事 実 の 数	1個	17	1	6	6	1	1	2	25.8
	2個	8	-	2	6	-	-	-	21.1
	3個	2	-	-	2	-	-	-	22.0
	4個	-	-	-	-	-	-	-	-
	5個以上	1	-	-	-	-	-	1	57.0

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局  
件数の分布並びに平均時間（自白事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上		
総数	110	4	13	20	35	22	7	9	164.5	
公訴 事実 の 数	1個	64	2	9	13	17	12	3	8	168.8
	2個	29	1	2	6	11	5	3	1	157.0
	3個	8	1	2	-	3	1	1	-	146.8
	4個	5	-	-	-	3	2	-	-	178.8
	5個以上	4	-	-	1	1	2	-	-	169.3

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表58-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局  
件数の分布並びに平均時間（否認事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上		
総数	28	-	-	1	8	7	4	8	273.3	
公訴 事実 の 数	1個	17	-	-	1	5	4	2	5	287.2
	2個	8	-	-	-	2	1	2	3	279.4
	3個	2	-	-	-	1	1	-	-	172.5
	4個	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5個以上	1	-	-	-	-	1	-	-	190.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(自白事件)

	終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)	
		2回以下	3回	4回	5回	6回以上		
総数	110	9	76	24	1	-	3.2	
公 訴 事 実 の 数	1個	64	6	45	12	1	-	3.1
	2個	29	1	22	6	-	-	3.2
	3個	8	2	3	3	-	-	3.1
	4個	5	-	4	1	-	-	3.2
	5個以上	4	-	2	2	-	-	3.5

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(否認事件)

	終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)	
		2回以下	3回	4回	5回	6回以上		
総数	28	-	13	11	3	1	3.7	
公 訴 事 実 の 数	1個	17	-	9	4	3	1	3.8
	2個	8	-	2	6	-	-	3.8
	3個	2	-	1	1	-	-	3.5
	4個	-	-	-	-	-	-	-
	5個以上	1	-	1	-	-	-	3.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(自白事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上		
総数	110	34	10	14	13	8	31	482.5	
公 訴 事 実 の 数	1個	64	21	7	9	8	3	16	467.6
	2個	29	9	3	3	3	3	8	500.9
	3個	8	4	-	-	1	1	2	432.4
	4個	5	-	-	1	-	-	4	598.0
	5個以上	4	-	-	1	1	1	1	541.8

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(否認事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分以内	420分以内	480分以内	540分以内	600分以内	601分以上		
総数	28	2	2	6	-	6	12	701.3	
公 訴 事 実 の 数	1個	17	2	1	2	-	4	8	732.4
	2個	8	-	1	2	-	1	4	713.1
	3個	2	-	-	1	-	1	-	520.0
	4個	-	-	-	-	-	-	-	-
	5個以上	1	-	-	1	-	-	-	440.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

(6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がなされたものはなかった。

図表6-1 区分審理決定のあった判決人員並びに審理及び裁判の数ごとの内訳  
(該当なし)

図表6-2 開廷回数別の判決人員の分布、平均開廷回数及び平均実審理期間(区分  
審理決定の有無別)  
(該当なし)

図表6-3 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間(区分審理決定の有無別)  
(該当なし)

(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表64のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、9人である。

図表64 裁判員裁判における被害者参加の状況

	判決人員	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等
総数	19	23	22	11	17	18	13
殺人	6	7	7	1	6	7	6
集団(準)強姦致死傷	4	4	4	4	4	4	-
強盗致傷	4	5	4	2	2	2	3
傷害致死	2	4	4	3	3	3	1
(準)強制わいせつ致死傷	1	1	1	-	-	-	1
(準)強姦致死傷	1	1	1	1	1	1	1
強盗致死(強盗殺人)	1	1	1	-	1	1	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

## 3 評議

評議時間の分布状況（自白・否認別，罪名別及び開廷回数別）は，図表65，図表66及び図表67のとおりである。なお，評議時間は，最終評議のみの時間であり，中間評議の時間を含まない。

図表65 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
自白	114	18	40	37	16	3	-	377.3
否認	28	-	8	8	7	3	2	477.3

（注）刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

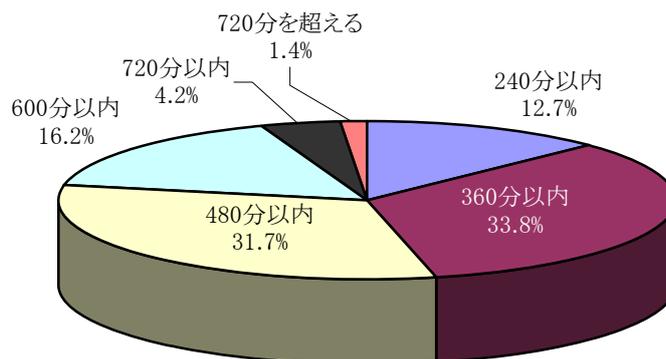
	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
現住建造物等放火	11	2	3	5	-	1	-	380.9
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	1	-	629.0
偽造通貨行使	4	2	1	1	-	-	-	300.0
(準)強制わいせつ致死傷	9	2	1	4	1	1	-	410.0
(準)強姦致死傷	8	-	4	3	1	-	-	376.3
集団(準)強姦致死傷	5	-	1	-	4	-	-	472.8
殺人	33	3	10	13	6	-	1	401.4
傷害致死	8	1	4	2	1	-	-	370.0
逮捕監禁致死	1	-	-	-	1	-	-	540.0
強盗致傷	42	7	16	11	5	2	1	388.1
強盗致死(強盗殺人)	3	-	1	1	1	-	-	410.0
強盗強姦	1	-	1	-	-	-	-	350.0
覚せい剤取締法違反	16	1	6	5	3	1	-	416.9

（注）刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表67 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
開 廷 回 数	2回以下	9	5	3	1	-	-	276.1
	3回	90	13	36	25	11	5	379.2
	4回	35	-	8	17	8	1	447.4
	5回	7	-	1	2	4	-	465.6
	6回以上	1	-	-	-	-	-	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



4 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表68のとおりであり、主要罪名別の終局区分及び量刑分布状況は、図表69及び図表70のとおりである。

図表68 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決人員	う ち 自 白		う ち 否 認	
		うち控訴		うち控訴	
総数	142	114	36	28	11
強盗致傷	42	32	9	10	6
殺人	33	25	10	8	3
覚せい剤取締法違反	16	11	3	5	2
現住建造物等放火	11	11	4	-	-
(準)強制わいせつ致死傷	9	8	2	1	-
(準)強姦致死傷	8	8	4	-	-
傷害致死	8	7	1	1	-
集団(準)強姦致死傷	5	3	-	2	-
偽造通貨行使	4	4	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	3	2	-	-
建造物等以外放火	1	-	-	1	-
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-
強盗強姦	1	1	1	-	-

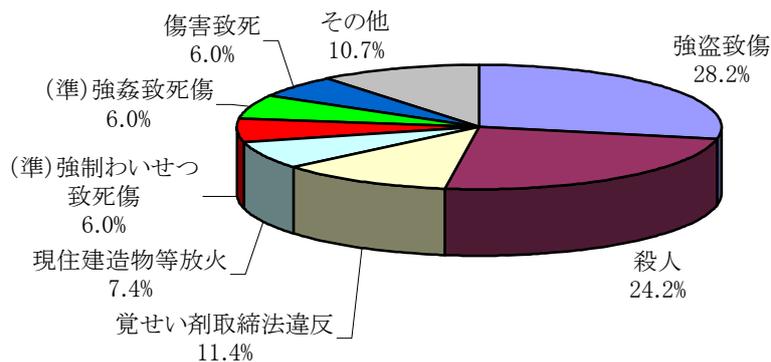
(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表69 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	その他
総数	149	142	-	-	7
強盗致傷	42	42	-	-	-
殺人	36	33	-	-	3
覚せい剤取締法違反	17	16	-	-	1
現住建造物等放火	11	11	-	-	-
(準)強制わいせつ致死傷	9	9	-	-	-
(準)強姦致死傷	9	8	-	-	1
傷害致死	9	8	-	-	1
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-
偽造通貨行使	4	4	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	3	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-
通貨偽造	1	-	-	-	1
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-
強盗強姦	1	1	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。



図表70 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

	終局人員	終局区分別														無罪	その他	控訴人員	控訴率(%)	
		有罪																		
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役															3年以下
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予	うち 保護観察						
総数	149	142	-	1	-	3	7	8	29	30	24	8	32	20	-	7	47	33.1		
強盗致傷	42	42	-	-	-	-	-	-	11	11	13	2	5	5	-	-	15	35.7		
殺人	36	33	-	-	-	1	7	5	2	7	5	-	6	3	-	3	13	39.4		
覚せい剤取締法違反	17	16	-	-	-	-	-	1	8	6	1	-	-	-	-	1	5	31.3		
現住建造物等放火	11	11	-	-	-	-	-	-	2	1	3	1	4	2	-	-	4	36.4		
(準)強制わいせつ致死傷	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	-	-	2	22.2		
(準)強姦致死傷	9	8	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	1	1	-	1	4	50.0		
傷害致死	9	8	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1	2	-	-	1	1	12.5		
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	3	-	-	-	-		
偽造通貨行使	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	-		
強盗致死(強盗殺人)	3	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	66.7		
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-		
通貨偽造	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
強盗強姦	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0		

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。  
 3 禁錮刑の終局人員はない。

5 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表7-1及び図表7-2のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準として作成する刑事控訴事件票に基づくデータであることに留意を要する。）。

図表7-1 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	第一審 終局 人員	被 告 人 側							検 察 官						
		控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他
総数	149	3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無期懲役	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有 期 懲 役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	8	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下	29	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち執行猶予	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち保護観察	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。  
 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。  
 3 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 4 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴申立人総数には計上した。

図表72 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	第一審 終局 人員	控訴 審 終局 人員	控訴審の結果			
			控訴 棄却	破棄 差戻	破棄 自判	取 下げ
総数	149	3	1	-	-	2
死刑	-	-	-	-	-	-
無期懲役	1	-	-	-	-	-
有 期 懲 役	30年以下	-	-	-	-	-
	25年以下	3	-	-	-	-
	20年以下	7	1	-	-	1
	15年以下	8	1	1	-	-
	10年以下	29	1	-	-	1
	7年以下	30	-	-	-	-
	5年以下	24	-	-	-	-
	3年以下	40	-	-	-	-
	うち執行猶予	32	-	-	-	-
	うち保護観察	20	-	-	-	-
無罪	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 「控訴申立人員」には、控訴申立後、記録送付前に控訴取下げがあった人員を含む。

## 第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1) 弁護人の状況、2) 外国人事件の状況、3) 手話通訳人等の状況に関する統計数値を示し、最後に、4) 裁判員等に対する制裁の状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表73のとおりである。

図表73 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決 人員	私選弁護人 が選任され た人員	国選弁護人 が選任され た人員
総数	142	(21.1) 30	(82.4) 117
強盗致傷	42	(11.9) 5	(90.5) 38
殺人	33	(24.2) 8	(78.8) 26
覚せい剤取締法違反	16	(12.5) 2	(93.8) 15
現住建造物等放火	11	(9.1) 1	(90.9) 10
(準)強制わいせつ致死傷	9	(33.3) 3	(66.7) 6
(準)強姦致死傷	8	(37.5) 3	(75.0) 6
傷害致死	8	(50.0) 4	(50.0) 4
集団(準)強姦致死傷	5	(40.0) 2	(60.0) 3
偽造通貨行使	4	(25.0) 1	(75.0) 3
強盗致死(強盗殺人)	3	-	(100.0) 3
建造物等以外放火	1	-	(100.0) 1
逮捕監禁致死	1	(100.0) 1	(100.0) 1
強盗強姦	1	-	(100.0) 1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。  
 3 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、主要罪名別及び言語別に判決人員数を見ると、図表7-4及び図表7-5のとおりである。

図表7-4 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決人員	うち通訳翻訳人の付いた外国人
総数	142	(14.8) 21
強盗致傷	42	(16.7) 7
殺人	33	(3.0) 1
覚せい剤取締法違反	16	(81.3) 13
現住建造物等放火	11	-
(準)強制わいせつ致死傷	9	-
(準)強姦致死傷	8	-
傷害致死	8	-
集団(準)強姦致死傷	5	-
偽造通貨行使	4	-
強盗致死(強盗殺人)	3	-
建造物等以外放火	1	-
逮捕監禁致死	1	-
強盗強姦	1	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

図表 7 5 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決人員
総数	21
中国語	9
北京語	6
広東語	2
台湾語	1
ポルトガル語	5
スペイン語	3
韓国・朝鮮語	1
英語	1
フィリピン(タガログ)語	1
ポーランド語	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

手話通訳人等を付した被告人はいなかった。また、裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、点字翻訳を要したとして報告がなされた事件はなかった。

なお、障害のある裁判員候補者及び裁判員等に対し、何らかの対応を行ったとして報告がなされた事件は3件あった。

**図表 7 6 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員**

(該当なし)

**図表 7 7 手話通訳・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数**

(該当なし)

裁判員候補者及び裁判員等に対する制裁を行ったとして報告がなされた事件はなかった。

**図表 7 8 裁判員法違反事件の処理状況**

(該当なし)